

実績評価における基本政策・施策等一覧（平成24～28年度）

基本政策	施策	平成24年度の主な事務事業	24年度の主な事務事業の概要	24年度の主な事務事業に対する実績(案)	達成度及び端的な結論の判断理由(案)	平成25年度の主な事務事業(案)	25年度の主な事務事業(案)の概要
I 経済成長の礎となる金融システムの安定	1 金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備  [達成目標] 金融機関の健全性が確保されること	① 国際的な議論も踏まえた金融機関の健全性確保のためのルールの整備  ② 効果的なオフサイト・モニタリング(監督)の実施  ③ 効果的なオンサイト・モニタリング(検査)の実施	① ・バーゼルⅢの国際合意を受けた国際基準行に対する新たな自己資本比率規制に関する改正。国内基準行に対する新たな自己資本比率規制に関する改正。 ・G-SIFIsについて、国際的な議論を踏まえ、必要な対応を実施。 ・外国銀行支店に対する規制の在り方、大口信用供与等規制の在り方その他必要な措置について検討。  ② ・金融・経済情勢を勘案した個別金融機関に対する効果的・効率的なモニタリング(円滑な資金供給に向けた取組状況を含む)。 ・オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの整備推進。 ・金融機関のリスク管理の高度化(総合的なリスク管理態勢の整備状況等)についての検証等)。 ・バーゼルⅡについては、リスク管理の運用状況の把握や承認申請への適切な審査を実施。 ・G-SIFIs等に対し、監督カレッジの枠組みの下、適切な監督を実施。 ・G-SIFIsについて、国際的な議論を踏まえ、必要な対応を実施。 ・証券会社、保険会社等の連結規制・監督の実施。  ③ ・金融機関のリスク特性を十分見極めた、効果的な検査の実施(i 日本版EiC等による深度ある分析ii ターゲット検査の必要性が高い検証分野等を検討等)。 ・金融機関を取り巻く環境の変化に対応した検査の実施(i 金融危機や欧州の債務問題を踏まえた、検査態勢や検査マニュアルの整備を検討ii デジタルフォレンジック技術を活用した検査態勢の整備等を検討)。 ・検査で得られた情報に係る分析力・情報発信力の強化。	① ・国際基準行に対する自己資本比率の見直しに関する告示・監督指針等の追加の改正(24年8月・12月、25年3月改正)、国内基準行に対する自己資本比率規制に関する告示の改正を行った(25年3月改正)。 ・G-SIFIsを含む大規模で複雑な業務を行う金融機関の再建・処理計画についての監督上の着眼点等を明らかにする観点から、「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正を行った(平成25年1月)。 ・平成24年5月から、金融審議会「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」において、以下について検討し、報告書を取りまとめた(平成25年1月25日公表)。 ア 外国銀行支店に対する規制の在り方 イ 大口信用供与等規制の在り方 ウ 我が国金融業の更なる機能強化のための方策・金融機関の秩序ある処理の枠組み また、平成25年4月16日には、本報告書を踏まえた「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した。  ② ・財務会計情報やリスク情報等の徴求、定期・随時のヒアリング等を通じ、金融機関の経営状況の把握等を行った。 ・銀行法施行規則等の改正に伴い、オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの改修を実施した。 ・監督指針・方針に基づき、リスク管理に係るヒアリングや、共通シナリオに基づくストレステスト等を実施した。 ・自己資本比率規制に係る承認については、信用リスク3件、オペレーショナル・リスク4件の承認を行った。 ・グローバルに活動する我が国の金融機関(3メガバンクグループ、野村グループ、及び東京海上グループ)について、監督カレッジ会合を開催した。 ・証券会社の連結規制・監督について、外貨も含めたグループ全体の流動性リスク管理に万全を期すよう求め、また、グループ全体の統合的なリスク管理態勢の整備状況に加え、グループ・ベースでのデータ集計能力向上に向けた態勢整備の検討状況及びテール・リスクを織り込んだストレステストの適切な実施とストレステスト結果の経営での活用状況等を重点的に検証した。 ・バーゼルⅢを踏まえた川上連結告示改正に対応するべく、早期是正措置告示及び監督指針を改正した(平成24年8月)。 ・24年7月公表バーゼル銀行委員会による「銀行の清算機関向けエクスポージャーに対する資本賦課」に関する暫定規則を踏まえ、川上連結告示を再改正した(平成24年12月)。 ・バーゼルⅢを踏まえ、開示告示及びそれに対応した監督指針を改正した(平成25年3月)。 ・グローバルなシステム上重要な金融機関(Global Systemically Important Financial Institutions: G-SIFIs)及び破綻時に金融システムの安定性に影響を及ぼす可能性があると考えられる金融機関については、危機管理の一環として、再建・処理計画の策定のため、監督指針を改正し、監督上の着眼点と監督手法・対応を明確化した(平成25年2月)。 ・24年3月末に導入した連結財務健全性基準を用い、保険会社等の健全性の監督を行った。 ・経営統合や海外での業務拡大などの取組みがみられるグループについて、ヒアリングを通じ、グループ全体の統合的なリスク管理態勢の整備状況や有効性等を重点的に検証した。特に、海外拠点を有するグループについては、海外での巨大災害の集積リスクが顕在化した近時の事例も踏まえ、海外拠点の業務に係るリスク管理態勢について検証した。 ③ ・24事務年度検査基本方針に基づき、金融機関のリスク特性を十分に見極めた、効果的な検査の実施に努めた。(i 日本版EiC等が担当金融グループの状況把握を適切に行い、深度ある分析を実施。ii 主要行に対する検査については、検証分野を絞り込んだターゲット検査を実施。) ・バーゼルⅢの実施に伴い、金融検査マニュアルの改定を行うとともに、国際的規制の動向について情報を収集を行い、金融検査に与える影響等について分析した。また、24年度において、大量の電子メールや音声データの抽出・分析等を可能とする「デジタルフォレンジック技術」を金融検査に導入した。 ・24事務年度検査基本方針に基づき、情報の分析態勢を強化し、検査結果の分析等によって得られた有益な情報を、業界団体との意見交換の場において紹介する等の取組みを行った。	・国際的な議論を踏まえた健全性確保のためのルール整備、オンサイトとオフサイトの効果的なモニタリングの実施等により、金融機関の健全性は維持されている。また、金融機能強化法に基づき資本参加を行った金融機関及び早期健全化法に基づく資本増強行について、経営強化計画の履行状況のフォローアップを行うなど、監督上の措置を適切に講じている。 ・今後は、25年3月期における預金取扱金融機関の(総)自己資本比率は、主要行等で17.5%(国際統一基準行)・14.7%(国内基準行)、地域銀行で14.3%(国際統一基準行)・11.2%(国内基準行)となっている等、健全性は維持されているが、今後とも注視が必要であり、これまでの取組みを引き続き進めていきます。  (1) 24年度の達成度 A (2) 端的な結論 I	① 国際的な議論も踏まえた金融機関の健全性確保のためのルールの整備  ② 効果的なオフサイト・モニタリング(監督)の実施  ③ 効果的なオンサイト・モニタリング(検査)の実施	① ・バーゼル3等の金融システム安定等を目的とした国際的な金融規制の見直しの議論を踏まえ、新たに導入されることとなる流動性規制・レバレッジ比率等に関する銀行法告示等の整備を実施する。また、26年3月に実施予定となっている国内基準行に対する新規制の適切な運用確保に向けた監督指針等の整備を実施する。 ・外国銀行支店に対し、国内銀行最低資本金に相当する金額の国内積立てを義務付けるなど、所要の制度整備。 ・大口信用供与等規制の対象となる信用供与等の範囲を拡大するなど、所要の制度整備。  ② ・金融・経済情勢を勘案した個別金融機関に対する効果的・効率的なモニタリング(円滑な資金供給に向けた取組状況を含む)。 ・オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの整備推進。 ・国際的に活動し、複雑かつ多様な業務を行っている大規模な金融グループについて、国際的な議論を踏まえつつ、グループ連結ベースでの監督手法の高度化に向けた検討を引き続き進めていく。特に、金融持株会社により、金融グループを統括する重要性が高まってきていることを踏まえ、金融持株会社が、子会社等に対するグループ経営管理機能を十分に発揮しているか、等について検証する。 ・金融機関のリスク管理の高度化(総合的なリスク管理態勢の整備状況等)についての検証等)。 ・自己資本規制については、リスク管理の運用状況の把握や承認申請への適切な審査を実施。 ・G-SIFIs等に対し、監督カレッジの枠組みの下、適切な監督を実施。 ・G-SIFIsについて、国際的な議論を踏まえ、必要な対応を実施。 ・証券会社、保険会社等の連結規制・監督の実施  ③ ・金融機関のリスク特性を十分見極めた、効果的な検査の実施(i 日本版EiC等による深度ある分析ii ターゲット検査の必要性が高い検証分野等を検討iii 海外当局当との間で、連携を強化)。 ・近年、金融持株会社により、銀行・保険会社等の金融グループを統括する形態が増加しつつあることを踏まえ、金融持株会社が、子会社等に対するグループ経営管理機能を十分に発揮しているか、等について検証する。 ・金融機関を取り巻く環境の変化に対応した検査の実施(i 金融危機や欧州の債務問題を踏まえた、検査態勢や検査マニュアルの整備を検討ii デジタルフォレンジック技術を活用した検査態勢の整備等を図る)。 ・検査で得られた情報に係る分析力・情報発信力の強化。

基本政策	施策	平成24年度の 主な事務事業	24年度の主な事務事業の概要	24年度の主な事務事業 に対する実績(案)	達成度及び端的な結論 の判断理由(案)	平成25年度の 主な事務事業(案)	25年度の主な事務事業(案)の概要
		④ オン・オフ(検査・監督)一体的なモニタリングの推進	④ ・検査局と監督局のデータ集積・分析機能の一体化を推進。 ・システムリスクについて、引き続き検査局と監督局との横断的な組織を設置。 ・日本版EiCについて、引き続き監督局に併任した上で、監督局における様々なヒアリングなどに参加させる。 ・監督局スタッフの検査への参加等を検討。	④ ・国際的な動向等を踏まえ、メガバンクにおける態勢整備に向けた取組状況等について検証するため、検査局と監督局との横断的な組織を設置した。 ・検査局のシステム専門家を監督局のシステムモニタリング担当に併任させ、検査局と監督局との横断的な組織を中心に、オン・オフ一体的なモニタリングを実施した。 ・日本版EiCや大手保険会社担当の主任検査官を監督局に併任させた上で、監督局における各種ヒアリングに参加させ、担当金融グループ全体の状況把握を適切に行った。		④ オン・オフ(検査・監督)一体的なモニタリングの推進	④ ・検査局と監督局との横断的な検証体制を設置し、当該体制を中心にオン・オフ一体的なモニタリングの一層の強化。 ・検査局と監督局のデータ集積・分析機能の一体化を推進。 ・システムリスクについて、引き続き検査局と監督局との横断的な組織を設置。 ・日本版EiCについて、引き続き監督局に併任した上で、監督局における様々なヒアリングなどに参加させる。 ・監督局スタッフの検査への参加等を検討。
		⑤ 金融機能強化法等の適切な運用	⑤ ・金融機能強化法について活用の検討を促すとともに、資本参加した金融機関に対して適切なフォローアップを実施。 ・早期健全化法に基づく資本増強行に対して、適切なフォローアップを実施。	⑤ ・金融機能強化法に基づき資本参加を行った10金融機関の新しい経営強化計画を公表した(24年8月)。 ・金融機能強化法に基づき3金融機関に対して資本参加を実施した(24年9月及び12月)。 ・金融機能強化法に基づく資本参加金融機関における経営強化計画の履行状況を、24年3月期は同年8月に、24年9月期は25年2月に公表した。 ・金融機能強化法の適切な運用に努めたこと等から、24年度は紀陽ホールディングス(紀陽銀行)から154億円の返済があった。 ・早期健全化法に基づき資本増強を行った3行の新しい経営健全化計画を公表した(平成24年11月、平成25年2月及び同年3月)。 ・早期健全化法に基づく資本増強行における経営健全化計画の履行状況を、24年3月期は同年7月に、24年9月期は同年12月に公表した。 ・早期健全化法の適切な運用に努めたこと等から、24年度はあおぞら銀行から265億円、三井住友トラスト・ホールディングスから2,003億円の返済があった。		⑤ 金融機能強化法等の適切な運用	⑤ ・金融機能強化法について活用の検討を促すとともに、資本参加した金融機関に対して適切なフォローアップを実施。 ・早期健全化法に基づく資本増強行に対して、適切なフォローアップを実施。
		⑥ 金融機関の業務継続体制の検証	⑥ ・金融庁を含む金融システム全体において、大規模災害等のリスクに対してしなやかで強靱な業務継続体制を構築。 ・日本銀行、金融機関等と合同で業務継続性に係る訓練を検討。 ・金融検査に当たって、経営陣の責任において適切な業務継続体制が整備されているか検証。	⑥ ・監督局の業務継続計画を見直し、大規模災害等のリスクに対してしなやかで強靱な業務継続体制の構築を目指した。 ・全国銀行協会が首都直下地震発生を想定した銀行業界横断的な業務継続性に係る訓練を初めて実施し、当庁は、シナリオ作成の段階から当該訓練に参加した。 ・24事務年度検査基本方針に基づき、経営陣の責任において、危機発生時に主要なリスクを十分に想定した業務継続体制が整備されているか等について、重点的に検証を行った。		⑥ 金融機関の業務継続体制の検証	⑥ ・金融庁を含む金融システム全体において、大規模災害等のリスクに対してに対してしなやかで強靱な業務継続体制を構築するため、全国銀行協会、金融機関等と合同で業務継続性に係る訓練を検討。 ・金融検査において、業務継続体制の整備等について重点的に検証。
		⑦ 金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組み	⑦ ・システムリスクの総点検の結果を踏まえ、監督指針及び検査マニュアルを改訂。 ・金融機関における情報セキュリティ対策向上に向けた取組みのための情報提供、情報連絡の充実等を推進。 ・金融情報システムセンター(FISC)と共同調査を実施し、金融分野に係るIT等についての情報提供を実施。	⑦ ・システムリスクの総点検の結果を踏まえ、金融機関に共通的な課題・問題点について、着眼点及び検証項目として、監督指針、検査マニュアルの改正を行った(平成24年6月29日公表)。 ・「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第2次行動計画」(24年4月26日情報セキュリティ政策会議改定。以下「行動計画」という。)において、情報セキュリティ対策に資する情報の官民における共有と、共有する情報の内容の充実が定められたことに基づき、内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)と連携し、ソフトウェアの不具合や情報セキュリティ関係団体による取組み等の情報セキュリティに関する情報を金融関係事業者団体に提供(26件)し、NISCに対しては、金融機関のシステム障害に係る情報の連絡(4件)を行った。 ・金融機関に関係するサイバー攻撃の最近の特徴ならびにサイバー攻撃に対応するために必要な態勢のあり方及び技術的対策の内容について情報提供を行うため、公益財団法人金融情報システムセンター(FISC)と共同調査を行い、「金融機関におけるサイバー攻撃への態勢整備について」と題するレポートを作成した。当該レポートを掲載したFISC機関誌は、会員644機関に配布され参考に供された。		⑦ 金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組み	⑦ ・金融機関における情報セキュリティ対策向上に向けた取組みのための情報提供、情報連絡の充実等を推進。 ・金融情報システムセンター(FISC)と共同調査を実施し、金融分野に係るIT等についての情報提供を実施。
						⑧ ベターレギュレーションの深化	⑧ ・ベターレギュレーションの深化として、検査・監督・企画のそれぞれについて、金融行政の質の向上に向け、課題を抽出し、改善策を策定・実施する。

基本政策	施策	平成24年度の 主な事務事業	24年度の主な事務事業の概要	24年度の主な事務事業 に対する実績(案)	達成度及び端的な結論 の判断理由(案)	平成25年度の主な 事務事業(案)	25年度の主な事務事業(案)の概要
	<p>2 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備</p> <p>[達成目標] 金融システムの安定性が確保されること</p>	<p>① 国際的な議論も踏まえた金融システムの安定確保のためのルールの整備</p> <p>② 円滑な破綻処理のための態勢の整備</p>	<p>① ・バーゼルⅢに対応した自己資本比率規制告示を踏まえた、監督指針等関連規定の改正。(再掲) ・G-SIFIsについて、国際的な議論を踏まえ、必要な対応を実施。(再掲) ・外国銀行支店に対する規制の在り方、大口信用供与等規制の在り方その他必要な措置について検討。(再掲)</p> <p>② ・預金保険制度の周知を引き続き推進。 ・金融危機が生ずるおそれがあると認められるときは、必要な措置を講ずるとともに適切にフォローアップ等を実施。 ・預金保険機構等の関係機関との緊密な連携の下、名寄せデータの精度の維持・向上等の預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実。</p>	<p>① ・国際基準行に対する自己資本比率の見直しに関する告示・監督指針等の追加の改正(24年8月・12月、25年3月改正)、国内基準行に対する自己資本比率規制に関する告示の改正を行った(25年3月改正)。 ・G-SIFIsを含む大規模で複雑な業務を行う金融機関の再建・処理計画についての監督上の着眼点等を明らかにする観点から、「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正を行った(平成25年1月)。 ・平成24年5月から、<u>金融審議会「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」</u>において、以下について検討し、報告書を取りまとめた(平成25年1月25日公表)。 ア 外国銀行支店に対する規制の在り方 イ 大口信用供与等規制の在り方 ウ 我が国金融業の更なる機能強化のための方策・金融機関の秩序ある処理の枠組み また、平成25年4月16日には、本報告書を踏まえた「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した。</p> <p>② ・名寄せデータの精度の維持・向上のため、預金保険機構とも連携し預金取扱金融機関の検査を行った。 ・預金保険機構との緊密な連携の下、同機構で行われた「金融整理管財人業務」の研修に参加するなど、預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実に努めた。</p>	<p>・国際的な議論を踏まえ、金融機関の健全性確保のための規制を見直し、金融機関の実効的な破綻処理に関する新たな枠組みについて検討を行うなど、金融システムの安定に向けた必要な取り組みは十分に進展している。 ・今後は、新たな枠組みを含めた金融システムについて、引き続き円滑に機能する取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(1) 24年度の達成度 A (2) 端的な結論 I</p>	<p>① 国際的な議論も踏まえた金融システムの安定確保のためのルールの整備</p> <p>② 円滑な破綻処理のための態勢の整備</p>	<p>① ・バーゼル3等の金融システム安定等を目的とした国際的な金融規制の見直しの議論を踏まえ、新たに導入されることとなる流動性規制・レバレッジ比率等に関する銀行法告示等の整備を実施する。また、26年3月に実施予定となっている国内基準行に対する新規制の適切な運用確保に向けた監督指針等の整備を実施する。 ・金融機関の秩序ある処理の枠組みについて所要の制度を整備。</p> <p>② ・金融危機が生ずるおそれがあると認められるときは、必要な措置を講ずるとともに適切にフォローアップ等を実施。 ・預金保険機構等の関係機関との緊密な連携の下、名寄せデータの精度の維持・向上等の預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実。</p>
	<p>3 金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応</p> <p>[達成目標] システムリスクの未然防止が図られること</p>	<p>① 経済・市場動向その他の内外における様々なリスクの的確な把握と潜在的なリスク要因の分析及び効果的な行政対応</p>	<p>① ・金融システムの安定の確保、金融・資本市場の的確な動向把握のため、グローバルな株式等の各市場の状況やマクロ経済の情勢等について、実体経済との相互作用に留意しつつ、日本銀行とも連携し、情報の集積・調査・分析を実施。 ・集積した情報及び分析結果については、庁内で共有し、金融行政への反映を促進。</p>	<p>① ・内外の市場動向やマクロ経済情勢等について、特に欧米諸国の経済・財政問題が実体経済に与える影響について、<u>集積した情報及び分析を行い、関係省庁や日本銀行と連携しつつ、金融システム、金融・資本市場の動向を早期に把握するよう努めた。結果を庁内で共有することにより、リスクの早期把握が促進され、効果的な行政対応に資した。</u></p>	<p>・マーケット動向や金融機関のリスク特性についてタイムリーに把握し、検査・監督の現場に還元するなど、集積した情報及び分析結果について金融行政への反映を図っており、システムリスクの未然防止のための取組みを十分に行っている。 ・今後も、実体経済の状況が金融システムに与える影響を引き続き的確に把握することに努める。</p> <p>(1) 24年度の達成度 A (2) 端的な結論 I</p>	<p>① 経済・市場動向その他の内外における様々なリスクの的確な把握と潜在的なリスク要因の分析及び効果的な行政対応</p>	<p>① ・金融システムの安定を確保し、金融・資本市場の動向を的確かつ早期に把握するため、<u>内外の市場動向やマクロ経済情勢等について、実体経済との相互作用に留意しつつ、関係省庁や日銀とも連携し、マクロブルーデンスの視点も踏まえ、情報の集積・調査・分析を実施。なお、引き続き欧米諸国の経済・財政問題に加え、新興市場の過熱化、日銀の新たな金融緩和等が経済・市場動向に与える影響も前広に注視。</u> ・より体系的なマクロブルーデンス政策に関する枠組みの検討に向けて、海外当局の取組み等に関する調査・分析を実施。その際、当庁特別研究官への委嘱なども活用。 ・集積した情報及び分析結果については、庁内で共有し、金融行政への反映を促進。</p>
II	<p>1 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備</p> <p>[達成目標] 金融サービスの利用者の保護が図られること</p>	<p>① 顧客のニーズに適合した金融サービスを安心して享受するための制度・環境整備</p>	<p>① ・金融商品取引業者以外が顧客等の計算で行った不正取引、他人の計算による不正取引を抑制するための、所要の制度整備。 ・適時適切に監督指針等の整備を行い、問題等には必要に応じ、行政処分を行うとともに、業務改善の実施状況をフォローアップ。 ・預金取扱金融機関については、主要行等・中小地域金融機関向け監督指針を踏まえて、適切な態勢整備を行うよう指導・監督。 ・保険会社等については、保険会社等の保険募集代理店に対する指導・管理の状況を検証することを含め、適切な態勢整備を行うよう指導・監督。 ・金融商品取引業者については、適合性の原則の遵守を含め、金融商品取引法等の遵守状況を注視し、適切な態勢整備を行うよう指導・監督。 ・金融商品取引法における登録金融機関については、適合性の原則の遵守を含め顧客目線に立った営業、営業部門等への牽制機能や監視機能の適切な発揮が行われているか等について検証。 ・投資運用業者や信託銀行等が受託者責任を果たしているか等、適切な態勢整備を行うよう指導・監督。 ・貸金業者等については、改正貸金業法を踏まえ、業務の適正な運営を図るために十分な態勢を確保するよう指導・監督(ヤミ金対策を含む)。 ・前払式支払手段発行者、資金移動業者等については、適切な業務運営やサービスの適切な実施を確保するよう指導・監督。</p>	<p>① ・金融商品取引業者以外の業者等が顧客等の計算で行った不正取引・他人の計算による不正取引を抑制するための所要の制度整備を含む「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立した(平成24年9月6日成立、9月12日公布)。 ・AIJ事業を踏まえ、資産運用に係る規制・監督等の見直し(案)を策定し、関係法令等の整備を行った。また、すべての投資一任業者に対し、二次に亘る一斉調査を実施した。引き続き、二次調査において優先的な調査の対象先とならなかった業者も含め、逐次調査を継続し、逐次、証券監視委と情報共有した(平成24年4月6日、9月4日公表)。 ・さらに、平成24年12月には、当該事業を踏まえた再発防止策の一部として、監督指針の改正を実施し、当該事業により明らかとなった問題点に係る監督上の着眼点等の整備・明確化を行った(平成24年12月13日)。 ・金融庁による一斉調査の内容も踏まえて証券取引等監視委員会による集中的な検査等が行われ、監視委員会による集中的な検査の結果等を受け、問題のある業者に対し業務停止命令等の行政処分を行うなどの適切な措置をとり、顧客保護に努めた。 ・また、複雑な金融商品の販売時における顧客説明の考え方を明確化し、顧客保護に努めた(平成24年11月30日通知)。 ・主要行等・中小地域金融機関向け監督指針等の改正を行い、法令等遵守に係る監督上の着眼点等を更に整備・明確化するとともに、当該指針等に基づく厳正かつ適切な監督事務を行った。 ・業界団体との意見交換会等の機会を捉えて、法令等遵守態勢を含めた内部管理態勢の改善への取組みを要請するとともに、情報交換を行った。 ・大規模な乗合代理店における保険商品の販売実績や業務運営態勢等を把握するための実態調査を行った。 ・金融商品取引業者等の商品の企画・開発及び勧誘・販売のあり方に関し、投資者からの情報等について、問題事案の早期発見のため、定期的及び必要に応じ、各業者からヒアリングを実施すること等を通じ、各業者の勧誘・販売・フォローアップ態勢や適合性遵守状況等の実態把握に努めた。 ・投資一任業者に対し、2次に亘る一斉調査(1次調査内容については4月、2次調査内容については9月に公表)を実施。 ・前払式支払手段発行者及び資金移動業者について、事務ガイドラインを改正の上、新たに監督にかかる重点事項を作成し、対象業者の業務運営態勢の適切な把握等に取組んだ。</p>	<p>・不正取引抑制のための所要の制度整備(「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の成立(24年9月))やAIJ問題を踏まえた再発防止策の一つとしての法令・監督指針の整備を図ったほか、振り込め詐欺への対応(返金率の向上)を進めた。 ・今後とも、新たな問題は引き続き生じてくるので、利用者保護の充実にに向けた取組みを更に進める必要がある。</p> <p>(1) 24年度の達成度 A (2) 端的な結論 II</p>	<p>① 顧客のニーズに適合した金融サービスを安心して享受するための制度・環境整備</p>	<p>① ・顧客が金融サービスを安心して享受できるようにするための制度整備 ・適時適切に監督指針等の整備を行い、問題等には必要に応じ、行政処分を行うとともに、業務改善の実施状況をフォローアップ。 ・預金取扱金融機関については、主要行等・中小地域金融機関向け監督指針を踏まえて、適切な態勢整備を行うよう指導・監督。 ・保険会社等については、保険会社等の保険募集代理店に対する指導・管理の状況を検証することを含め、適切な態勢整備を行うよう指導・監督。 ・金融商品取引業者については、適合性の原則の遵守を含め、金融商品取引法等の遵守状況を注視し、適切な態勢整備を行うよう指導・監督。 ・金融商品取引法における登録金融機関については、適合性の原則の遵守を含め顧客目線に立った営業、営業部門等への牽制機能や監視機能の適切な発揮が行われているか等について検証。 ・投資運用業者や信託銀行等が受託者責任を果たしているか等、適切な態勢整備を行うよう指導・監督。 ・貸金業者等については、改正貸金業法を踏まえ、業務の適正な運営を図るために十分な態勢を確保するよう指導・監督(ヤミ金対策を含む)。 ・前払式支払手段発行者、資金移動業者等については、適切な業務運営やサービスの適切な実施を確保するよう指導・監督。</p>

基本政策	施策	平成24年度の 主な事務事業	24年度の主な事務事業の概要	24年度の主な事務事業 に対する実績(案)	達成度及び端的な結論 の判断理由(案)	平成25年度の主な 事務事業(案)	25年度の主な事務事業(案)の概要
		<p>② 当局における相談体制の充実</p> <p>③ 金融ADR（裁判外紛争解決）制度の着実な実施</p> <p>④ 多重債務者のための相談等の枠組みの整備</p> <p>⑤ 金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応</p>	<p>② ・金融サービス利用者相談室において、相談等の一元的な受付及び適切な対応を行い、相談体制等の充実の推進。</p> <p>③ ・金融ADR制度の広報等に積極的に取り組むとともに、運用状況のフォローアップを定期的実施し、必要に応じ、更なる改善を検討。</p> <p>④ ・自治体の主体的な取組みを促し、相談窓口を訪れる契機とするため、周知・広報の取組みを実施。 ・財務局等で直接相談を受け付けるほか、各局において研修会を開催する等、各局管内の都道府県等の取組みをバックアップ。</p> <p>⑤ ・犯罪の抑止に向けた金融機関の取組みを促進（預金口座の不正利用に関し、警察当局への速やかな情報提供等を含む）。 ・振り込め詐欺等の被害者の財産的被害の迅速な回復のため、引き続き、①官民一体による返金制度の周知徹底を図るとともに、②金融機関から被害者への返金状況の把握等を通じて、金融機関による返金に係る取組みを促すなど、振り込め詐欺救済法（20年6月施行）の円滑な運用に取り組む。 ・偽造キャッシュカード等による被害の防止のため、預貯金者保護法等を適切に運用。 ・無登録業者による未公開株取引等について、金融商品取引法違反行為に係る裁判所への申立てや警告書の発出等により適切に対応。 ・無届募集等について、裁判所への申立て等、適切に対応。</p>	<p>② ・金融サービス利用者相談室で受け付けた相談等の件数や主な相談事例のポイント等を四半期毎に公表した（平成24年4月、7月、10月、平成25年1月）。 ・金融サービス利用者相談室において、外部機関によるメンタルヘルス研修を実施したほか、金融関連法令（改正）に係る内部研修を実施するなど、当室内職員のスキルアップに努め、相談体制等の充実を図った。</p> <p>③ ・「金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議」において、金融ADR制度の運用状況の点検や制度の在り方等に関し検討を行い、運用面の改善に関する提言等を内容とする取りまとめを公表した（平成25年3月8日公表）。</p> <p>④ ・「多重債務者相談強化キャンペーン212」を開催した（24年9月～12月）。 ・財務局及び管内自治体の職員及び相談員を対象とする「多重債務相談の手引き」の研修会を実施し、24年度中までにすべての都道府県・市区町村に声掛けする形で全国を一巡。</p> <p>⑤ ・預金口座の不正利用に関し、24年4月～24年12月までの間に、金融庁及び全国の財務局等において、金融機関及び警察当局へ情報提供を行った件数は1,885件となり、これを受け金融機関において、1,017件の利用停止、637件の強制解約等が行われた。 ・「振り込め詐欺救済法」に基づく被害者に対する返金率向上のための各種の取組みにより、23年度74.3%から、24年度78.4%へと上昇した。なお、犯罪被害者等支援事業については、25年4月から、奨学金の貸与、助成金の支給が開始された。 ・偽造キャッシュカード等による被害の防止等のため、預貯金者保護法等を適切に運用した。 ・無登録業者による未公開株取引等について、警告書の発出・公表を137件（23年度は38件実施、対年度比260.5%増）実施した。 ・ファンドの取得勧誘等に際し、金融商品取引法違反行為である虚偽の告知等を行っていた適格機関投資家等特例業務届出者について、裁判所への禁止命令等の申立てを1件実施した。また、販売・勧誘の際の虚偽告知や顧客資産の流用等の法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者等13社（6件）について、社名等を公表した。</p>		<p>② 当局における相談体制の充実</p> <p>③ 金融ADR（裁判外紛争解決）制度の円滑な運営</p> <p>④ 多重債務者のための相談等の枠組みの整備</p> <p>⑤ 金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応</p>	<p>② ・金融サービス利用者相談室において、相談等の一元的な受付及び適切な対応を行い、相談体制等の充実の推進。</p> <p>③ ・24年度の有識者会議の提言を踏まえ、25年度において、全ての指定紛争解決機関によって構成される「金融ADR連絡協議会」を開催し、意見交換等を行うことにより機関間の連携強化に取り組むとともに、指定紛争解決機関向けの監督指針を作成。 ・金融トラブル連絡調整協議会も活用して、金融ADR制度の運用状況のフォローアップを実施し、必要に応じ、更なる改善を検討。</p> <p>④ ・自治体の主体的な取組みを促し、相談窓口を訪れる契機とするため、周知・広報の取組みを実施。 ・財務局等で直接相談を受け付けるほか、各局の相談員向け研修会の充実等、各局管内の都道府県等の取組みをバックアップ。</p> <p>⑤ ・犯罪の抑止に向けた金融機関の取組みを促進（預金口座の不正利用に関し、警察当局への速やかな情報提供等を含む）。 ・振り込め詐欺等の被害者の財産的被害の迅速な回復のため、引き続き、①官民一体による返金制度の周知徹底を図るとともに、②金融機関から被害者への返金状況の把握等を通じて、金融機関による返金に係る取組みを促す、③預保納付金を用いた犯罪被害者等支援事業の周知徹底を図るなど、振り込め詐欺救済法（20年6月施行）の円滑な運用に取り組む。 ・偽造キャッシュカード等による被害の防止等のため、預貯金者保護法等を適切に運用。 ・無登録業者等による未公開株・ファンドの販売・勧誘や無届募集等については、金融商品取引法違反行為に係る裁判所への禁止・停止命令の申立てや悪質な業者名の公表、警告書の発出等により適切に対応。</p>
2	<p>資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備</p> <p>[達成目標] 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられること</p>	<p>① 顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮</p> <p>② 地域密着型金融の促進</p>	<p>① ・金融機関が利用者ニーズに応えるため、各金融機関における、きめ細かな経営相談・指導等の新たな取組みについて、その実態を把握。</p> <p>② ・地域金融機関の地域密着型金融に係る自主的な取組みの一層の促進。</p>	<p>① ・平成24事務年度主要行等向け及び中小・地域金融機関向け監督方針において、金融機関は、「企業の成長、事業の再生に対する支援、多様な金融手法（資本性借入金、DDS、DES、ABL等）の積極的な活用等に取り組んでいくことが期待される」という考え方を示した。 ・プロジェクト・ファイナンスをはじめとする海外向けビジネスの現状と課題、ABLに関する取組みについての現状と課題、税制改正に対応した各金融機関の商品開発への対応状況等について、金融機関との通常のヒアリングの機会を通じて確認を行った。 ・金融業界以外の複数の有識者からヒアリングを実施し、オフサイトモニタリングの充実を図った。 ・事業の再生に対する支援としての企業再生支援機構等との連携や再生ファンドの関与等についてヒアリングを実施した。 ・「資本性借入金」の活用を推進するため、「金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（FAQ）」を改定。 ・「ABL」の活用を推進するため、「金融検査マニュアル」等を改定。</p> <p>② ・各種ヒアリングを通じ金融機関による地域経済の活性化への貢献に向けた取組状況等を確認した。 ・金融機関間の知見・ノウハウの共有に資する観点から、各財務局等において、地域密着型金融に関するシンポジウムを開催するとともに、特に先進的な取組みや、広く実践されることが望ましい取組みを行っている金融機関に対し顕彰を実施した。</p>	<p>・顧客のニーズへの十分な対応について実態把握を行うことで、金融機関が金融の円滑化のための積極的な施策の展開に努め、貸付条件変更等の取組みが着実に進展しているものと考えられる。 ・中小企業金融円滑化法の期限後も、金融機関による円滑な金融仲介機能の発揮を一層促していく必要がある。</p> <p>(1) 24年度の達成度 A (2) 端的な結論 II</p>	<p>① 顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮</p> <p>② 地域密着型金融の促進</p>	<p>① ・金融機関が利用者ニーズに応えるため、各金融機関における、きめ細かな経営相談・指導等の新たな取組み（顧客企業の経営改善、事業再生、育成・成長につながる新規融資に関する取組み等）について、その実態把握に努めるとともに、積極的な対応を促進。</p> <p>② ・地域金融機関の地域密着型金融に係る自主的な取組みの一層の促進。</p>

基本政策	施策	平成24年度の 主な事務事業	24年度の主な事務事業の概要	24年度の主な事務事業 に対する実績(案)	達成度及び端的な結論 の判断理由(案)	平成25年度の 主な事務事業(案)	25年度の主な事務事業(案)の概要
		③ 中小企業の経営改善と事業再生支援	③ ・「中小企業の経営支援のための政策パッケージ」の具体化。 ・金融機関に対する、年末・年度末等の金融円滑化を要請。 ・金融検査マニュアル別冊等について説明会を開催し、金融円滑化法の最終延長や資本性借入金の積極的活用等について周知を徹底。 ・個人版私的整理ガイドラインの運用支援や東日本大震災事業者再生支援機構等の活用促進も含めた、被災者支援等の促進。 ・金融円滑化に係る検査（コンサルティング機能の発揮状況等）を実施。	③ ・以下の事項に関し、政策パッケージの具体化を図った。 ア 監督指針を改正し、金融機関によるコンサルティング機能発揮のための監督上の着眼点に係る規定を整備（平成24年5月17日公表） イ 企業再生支援機構及び中小企業再生支援協議会の機能・連携の強化のため、専門人材の確保、人員・体制の大幅拡充を行い、中小企業の事業再生に係る体制整備等実施 ウ 企業再生支援機構に関し、中小企業が負担するデューデリジェンス費用の負担軽減や中小企業の実態に合わせた支援基準の見直しを実施 エ 事業再生支援の環境整備に関し、中小企業ネットワークの構築や、企業再生税制の拡充等を実施 ・中小企業金融円滑化法の期限到来後の検査・監督の方針等を金融担当大臣談話という形で公表した。 ・中小企業金融円滑化法が期限を迎えるに当たり、関係省庁と連携し、諸施策を推進した。 ・金融担当大臣等と金融機関の代表者との意見交換会を開催し年末・年度末の金融円滑化について大臣から直接要請するとともに、要請文の発出を行った。 ・金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕等について、説明会を実施した。 ・個人版私的整理ガイドラインの運用支援や東日本大震災事業者再生支援機構等の活用促進も含めた、被災者支援等の促進に関し、平成24年7月17日に、復興庁・中小企業庁と連携し、東日本大震災事業者再生支援機構による被災事業者支援の促進策を策定・公表 また、平成24年7月24日に「いわゆる二重債務問題に係る被災者支援の促進について」を発出し、金融機関に対し、コンサルティング機能を一層発揮し、被災者の状況をきめ細かく把握することにより、各種公的支援策も含め、被災者にとって最適なソリューション（解決策）の提案や実行支援を行うよう、被災事業者とともに東日本大震災事業者再生支援機構の積極的な活用を検討するよう、また、被災者の状況に応じ、個人版私的整理ガイドラインの利用を積極的に勧めるよう、要請 ・個人版私的整理ガイドラインの活用促進に関し、テレビ・ラジオによる政府広報や、金融機関等におけるポスター・チラシ等の設置、仮設住宅等の入居者へのチラシ等の配布等の周知広報、地方公共団体、弁護士会等と連携した無料相談会を実施 ・24事務年度検査基本方針に基づき、中小企業に対して、適切なコンサルティング機能を発揮しつつ、経営改善や事業再生等の可能性を適切に見極め、最大限の支援を適切に行うための態勢が整備されているか等について、重点的に検証を行った。		③ 中小企業の経営改善と事業再生支援	③ ・地域経済活性化支援機構の活用により中小企業の事業再生を強力に推進するとともに、機構の新規業務であるファンド運営業務や専門家派遣業務等を活用し、地域の再生現場の強化を図る。また、中小企業再生支援協議会を始めとする様々な中小企業支援策と連携した、中小企業の経営改善・事業再生が促進されるよう、引き続き関係省庁等と連携して取組みを進める。 ・金融機関が新規融資を含む円滑な資金供給や貸付条件の変更等に努めるとともに、中小企業・小規模事業者の経営支援に最大限取り組むよう促していく。また、中小企業の経営支援に関する取組状況等について、具体的に分かりやすく公表していくように促していく。 ・中小企業金融に関するアンケート等による実態把握。 ・金融円滑化に係る検査（コンサルティング機能の発揮状況等の検証）を実施。 ・個人版私的整理ガイドラインの運用支援や東日本大震災事業者再生支援機構等の活用促進も含めた、被災者支援等の促進。 ・円滑化法の期限到来後の検査・監督の方針や資本性借入金の積極的活用等を周知徹底。
		④ 企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化	④ ・主要行等において、日本企業がアジア地域等の海外に進出する際のきめ細かな金融サービスの提供を促進。 ・地域金融機関等の中堅・中小企業のアジア地域等への進出を支援する体制の整備・強化を促進。	④ ・金融機関に対するヒアリング等を通じ、各金融機関ごとの海外業務の展開方針、重点地域・戦略分野等の把握した。特に、アジアにおける展開のあり方について重点的に確認している。 ・JETROのアジア拠点等に本邦金融機関の職員を派遣し、海外情報の提供・相談等の支援を行った（24年度は15機関から16名）。 ・JBICと海外の金融機関が覚書を締結し、現地での日系企業支援体制を整備した（24年度に新たに、インド、フィリピンの銀行と覚書を締結）。		④ 企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化	⑤ ・主要行等において、日本企業がアジア地域等の海外に進出する際のきめ細かな金融サービスの提供を促進。
		⑤ 金融機能強化法の適切な運用	⑤ ・金融機能強化法について活用の検討を促すとともに、資本参加した金融機関に対して適切なフォローアップを実施。	⑤ ・金融機能強化法に基づき資本参加を行った10金融機関の新しい経営強化計画を公表した（24年8月）。 ・金融機能強化法に基づき3金融機関に対して資本参加を実施した（24年9月及び12月）。 ・金融機能強化法に基づく資本参加金融機関における経営強化計画の履行状況を、24年3月期は同年8月に、24年9月期は25年2月に公表した。 ・金融機能強化法の適切な運用に努めたこと等から、24年度は紀陽ホールディングス（紀陽銀行）から154億円の返済があった。		⑤ 金融機能強化法の適切な運用	⑥ ・金融機能強化法に基づき資本参加した金融機関について、適切なフォローアップを行うほか、活用の検討を促す。
						⑥ 銀行等による資本性資金の供給促進	⑥ ・資本性資金の供給主体としての銀行等の役割が発揮され得る環境整備（議決権保有制限の見直し）。

基本政策	施策	平成24年度の 主な事務事業	24年度の主な事務事業の概要	24年度の主な事務事業 に対する実績(案)	達成度及び端的な結論 の判断理由(案)	平成25年度の主な 事務事業(案)	25年度の主な事務事業(案)の概要
	<p>3 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備</p> <p>[達成目標]国民の資産形成等のために、真に必要な金融サービスが提供されること</p>	<p>① 顧客が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備 i) 投資信託法制の見直し ii) 保険商品・サービスの提供等のあり方につ</p> <p>② 個人の金融資産を成長資金へ転換し、資産形成に寄与するための制度・環境整備</p>	<p>① ・投資信託・投資法人法制の課題の把握・見直しの検討。 ・保険契約者の多様なニーズに応えるための保険商品やサービスの提供及び保険会社等の業務範囲のあり方並びに保険募集・販売のあり方について検討。</p> <p>② ・我が国金融業の中長期的な在り方についての検討。</p>	<p>① ・金融審議会「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」において、報告書を取りまとめた(平成24年12月12日公表)。また、平成25年4月16日には、本報告書を踏まえた「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した。 ・保険会社等の業務範囲、保険募集・販売等について、金融審議会「保険商品・サービスの在り方に関するワーキンググループ」において検討した。</p> <p>② ・金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」において、報告書を取りまとめた(平成24年5月28日公表)。</p>	<p>・目標に向けた環境整備を着実に進めているものの、内外の利用者のニーズに的確に応え、金融サービス業の活力と競争を促すとの観点から、更なる取組みが必要な状況と認識。 ・今後は、今までの取組に増して、金融サービスの利用者に対して、より質の高いサービスを提供する環境整備に引き続き取り組んでいく必要がある。</p> <p>(1) 24年度の達成度 B (2) 端的な結論 II</p>	<p>① 顧客が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備 i) 投資信託・投資法人法制の見直し(継続) ii) 保険商品・サービスの提供等のあり方についての検討</p> <p>② 個人の金融資産を成長資金へ転換し、資産形成に寄与するための制度・環境整備</p>	<p>① ・投資信託・投資法人法制の制度整備。 ・保険契約者の多様なニーズに応えるための保険商品やサービスの提供及び保険会社等の業務範囲のあり方並びに保険募集・販売のあり方について検討し、制度を整備。</p> <p>② ・平成26年度1月より導入される日本版ISAについて、家計の安定的な資産形成を支援するとともに、経済成長に必要な成長資金の供給を拡大する観点からの環境整備を推進。 ・国民金融資産の運用のあり方に関する調査研究を行う。</p>
III 公正・透明で活力ある市場の構築	<p>1 市場インフラの構築のための制度・環境整備</p> <p>[達成目標]信頼性の高い、魅力ある市場インフラを構築すること</p>	<p>① 店頭デリバティブ取引に関する市場インフラの構築</p> <p>② 国債取引・貸株取引等に関する市場インフラの構築</p> <p>③ EDINETの整備</p>	<p>① ・一定の店頭デリバティブ取引等について、清算機関の利用を義務付けるなどの制度整備及び円滑な実施。 ・一定の店頭デリバティブ取引等について、電子取引基盤での取引執行の義務付けに向けた制度整備。 ・清算機関による店頭デリバティブ取引の清算業務の提供開始に向けた取組み等をサポートし、国際議論に積極的に参画。</p> <p>② ・日本国債清算機関の利用拡大に向けた取組みや、決済期間の短縮化等に係る市場関係者の取組みをサポート。 ・貸株取引の決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みをサポート。 ・国際議論を踏まえ、清算機関等に対し、「金融市場インフラのための原則」に沿うよう適切な監督を実施。</p> <p>③ ・EDINETについては、国際水準を踏まえたXBRLの対象範囲の拡大、投資家向けの検索・分析機能の向上等のため、必要なシステム開発等を実施。</p>	<p>① ・一定の店頭デリバティブ取引に係る清算集中義務及び取引情報保存・報告制度等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の成立(22年5月)を踏まえ、関係政令・内閣府令等を策定・施行した(24年5月及び7月公布、同年11月施行)。 ・金融商品取引業者等に代わり取引情報の保存・報告を行う取引情報蓄積機関を指定した(25年3月)。 さらに、約定から決済までの一連事務の電子化の促進を図るため、一定の店頭デリバティブ取引の電子取引基盤の利用義務付け等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出し(24年3月提出)、24年9月に可決成立した。 ・我が国清算機関における店頭デリバティブ取引の清算対象の段階的拡大に係る検討・取組みをサポートした(CDS取引の清算業務(23年7月)、円金利スワップ取引の清算業務(24年10月)、TIBORを対象とする金利スワップ取引(25年2月)が開始)。 また、英国FSAが主催するLCH Swap ClearやICE Clear Europeなどの協調監督の枠組みに、積極的に参画した。</p> <p>② ・国債取引の決済期間の短縮化が図られ、T+2(約定日の2日後に決済)に移行(24年4月)したほか、信託銀行の参加実現に向けたシステム対応に着手するなど、国債清算機関の利用拡大に向けた同機関の態勢強化が図られた。 ・「貸株取引に係る決済リスク削減に関する工程表」に基づき、26年1月の貸株取引のDVP決済の導入に向けて、関係機関によりシステム対応等の検討が進められている。 ・清算機関等のリスク管理の高度化を目的とした、支払・決済システム委員会(CPSS)と証券監督者国際機構(IOSCO)により、24年4月に公表された「金融市場インフラのための原則」を踏まえ、清算機関等に対し、定期及び随時のヒアリング等を通じ、リスク管理態勢等の把握を行った。 加えて、同原則の付属文書「金融市場インフラのための原則：情報開示の枠組みと評価方法」が公表されたことを受け、今後、我が国として同原則を踏まえた監督を行っていくことを公表した(24年12月公表)。</p> <p>③ ・次世代EDINETの25年度中の稼働開始に向け、国際水準を踏まえたXBRL(財務情報等を効率的に作成・流通・利用できるよう国際的に標準化されたコンピューター言語)の対象範囲の拡大、投資家向けの検索・分析機能の向上等のために、必要なシステム開発等を行った。</p>	<p>・我が国清算機関において、清算対象となる店頭デリバティブ取引が段階的に拡大しているほか、取引情報蓄積機関が指定され、取引情報保存・報告制度の本格実施に向けた環境が整備された。また、国債取引・貸株取引等の決済リスク削減に向け決済期間の短縮化が図られた。加えて、EDINETについては、有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画で定めた内容を達成するため、調達手続き及び開発をスケジュールどおり実施している。このように一定の成果が上がっているものといえる。 ・今後は、引き続き、制度整備に取り組む必要がある。また、清算機関による同機関の利用拡大に向けた取組みや国債取引・貸株取引等の決済リスク削減に係る市場関係者の取組みを、引き続きサポートする必要がある。</p> <p>(1) 24年度の達成度 A (2) 端的な結論 I</p>	<p>① 店頭デリバティブ取引に関する市場インフラの構築</p> <p>② 国債取引・貸株取引等に関する市場インフラの構築</p> <p>③ EDINETの整備</p>	<p>① ・一定の店頭デリバティブ取引等について、取引情報保存・報告制度等の適切な実施。 ・一定の店頭デリバティブ取引等について、電子取引基盤での取引執行が義務付けられたことを踏まえ、円滑な施行に向けた制度整備。 ・清算機関による店頭デリバティブ取引の清算業務の提供開始に向けた取組み等をサポートし、国際議論に積極的に参画。</p> <p>② ・日本国債清算機関の利用拡大に向けた取組みや、決済期間の短縮化等に係る市場関係者の取組みをサポート。 ・貸株取引の決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みをサポート。 ・国際議論を踏まえ、清算機関等に対し、「金融市場インフラのための原則」に沿うよう適切な監督を実施。</p> <p>③ ・次世代EDINETの25年度中の稼働開始に向け、国際水準を踏まえたXBRLの対象範囲の拡大、投資家向けの検索・分析機能の向上等のため、必要なシステム開発等を引き続き実施。</p>

基本政策	施策	平成24年度の 主な事務事業	24年度の主な事務事業の概要	24年度の主な事務事業 に対する実績(案)	達成度及び端的な結論 の判断理由(案)	平成25年度の主な 事務事業(案)	25年度の主な事務事業(案)の概要
	<p>2 市場機能の強化のための制度・環境整備</p> <p>[達成目標] 我が国市場の公正性・透明性を確保しつつ、多様な資金調達手段・適切な投資機会が提供されること</p>	<p>① 総合的な取引所(証券・金融・商品)創設の推進</p> <p>② 機動的な資金調達等に資する制度整備</p> <p>③ 不動産投資市場の活性化</p> <p>④ 上場企業等の実効性ある企業統治のあり方に関する検討</p>	<p>① ・総合的な取引所検討チーム「取りまとめ」を踏まえ、所要の整備を実施。</p> <p>② ・発行登録制度等についての見直しなど、所要の制度を整備。</p> <p>③ ・J-REIT 市場の活性化のための制度整備を推進。</p> <p>④ ・上場企業等の企業統治に係る法令や取引所規則等の定着状況を踏まえ、必要に応じた適切な対応。</p>	<p>① ・「総合取引所」実現に向けた施策を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が平成24年9月6日に成立し、同月12日に公布された。</p> <p>② ・継続開示会社でない外国会社が提出する有価証券届出書について、最近5事業年度分の財務書類(最近2事業年度分は公認会計士の監査を受けたもの)の記載に代えて、選択により、最近3事業年度分の財務書類(すべて公認会計士の監査を受けたもの)の記載を可能とするよう、内閣府令の改正を行った。</p> <p>・発行登録制度の見直しに関し、企業内容等の開示に関する内閣府令等を改正し、プログラム・アマウント方式により発行登録を行う場合、過去の募集により発行された社債の発行予定期間中の償還予定額の記載を可能とするよう、内閣府令の改正を行った。</p> <p>・高額な対価による子会社取得が適切に開示されていなかったことが指摘されていることを踏まえ、M&amp;A等に関する開示を充実させる観点から、臨時報告書による開示対象子会社の範囲の適正化のため、内閣府令の改正を行った。</p> <p>③ ・金融審議会「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」において、J-REIT制度(投資法人法制)に関し、 ①資金調達・資本政策手段の多様化 ②海外不動産取得促進のための過半議決権保有制限の見直し 等について検討し、報告書を取りまとめた(平成24年12月12日公表)。また、平成25年4月16日には、本報告書を踏まえた「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した。</p> <p>④ ・「金融商品取引法」を改正し、上場会社等が虚偽開示書類の提出等を行った場合において、その提出等に加担する行為についても、課徴金の対象とした(平成24年9月12日公布)。また、M&amp;A等に関する開示を充実させる観点から、「企業内容等の開示に関する内閣府令」を改正し、臨時報告書による開示対象子会社の範囲の適正化を行った(平成24年9月28日公布)。さらに、会計不正等に対応するための監査手続き等のあり方について検討し、「監査基準の改訂及び監査における不正リスク対応基準の設定に関する意見書」を取りまとめ公表した(平成25年3月26日公表)。</p> <p>・会社法改正の議論を行っている法務省法制審議会会社法制部において、市場関係者・有識者の意見も踏まえつつ議論に参加した。</p>	<p>・総合的な取引所創設の推進に係る制度整備や、資金調達の利便性の向上として外国会社の有価証券届出書に記載する財務書類の年数の柔軟化に係る制度整備を行ったほか、不動産投資市場の活性化として金融審議会WGにおいて「最終報告」を公表したなど、目標達成に向けて各種取組みを実施してきた。</p> <p>・一方で、経済活性化につながるよう、多様な資金調達手段及び適切な投資機会が提供されるなど、市場機能の更なる強化に向けて、今後とも制度・環境整備に取り組んでいく必要がある。</p> <p>(1) 24年度の達成度 B (2) 端的な結論 II</p>	<p>① 「日本総合取引所」の創設に向けた取組みの促進</p> <p>② 新規・成長企業へのリスクマネーの供給強化</p> <p>③ 不動産投資市場の活性化</p> <p>④ 上場企業等の実効性ある企業統治のあり方に関する検討</p>	<p>① ・日本取引所グループ設立を踏まえ、利用者利便の向上などを図る取組みを支援。</p> <p>・総合取引所の早期実現に向け、取引所等関係者への働きかけや、改正金商法の着実な実施のため関係政府令の整備を行う。</p> <p>② ・新規・成長企業へのリスクマネーを供給する仲介機能を強化するため、金融面から、クラウドファンディング・地域における資金調達を促す取組み・新規上場のための負担軽減について検討。</p> <p>③ ・J-REIT 市場の活性化のための制度整備を推進。</p> <p>④ ・機関投資家の受託者責任を果たすための原則のあり方等について検討。</p>
	<p>3 市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備</p> <p>[達成目標] 投資者保護のための制度・環境の整備等を図ることにより、我が国市場取引の公正性・透明性の向上に資すること</p>	<p>① 企業のグループ化に対応したインサイダー取引規制の見直し</p> <p>② 金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性の確保</p>	<p>① ・「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」報告書を踏まえ、純粋持株会社等に係る重要事実等について、所要の整備を実施。</p> <p>② ・必要に応じ、行政対応の透明性・予測可能性の向上を推進。</p> <p>・有価証券報告書等の記載内容の適切性の確保に努めるとともに、違反行為抑止を推進。</p> <p>・無届募集を行う発行者には、警告書発出・行政処分等適切に対応。</p>	<p>① ・企業の組織再編に係るインサイダー取引規制の適用関係の見直しを行う改正内容を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」が24年9月6日に成立、9月12日に公布。</p> <p>・金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」において、 ①情報伝達行為への対応 ②課徴金額の計算方法 ③その他近年の違反事案の傾向や金融・企業実務の実態に鑑み必要となるインサイダー取引規制の見直しについて検討し、報告書を取りまとめた(平成24年12月25日公表)。また、平成25年4月16日には、本報告書等を踏まえた「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した。</p> <p>② ・外部から寄せられる開示制度に関する照会に対し、行政対応の透明性・予測可能性の向上の観点から、法令や開示ガイドライン等の根拠を示すことなどにより適切かつ迅速に回答を行った。また、臨時報告書による開示対象子会社の適正化のための開示府令改正に伴う開示ガイドラインの改正を行った(平成24年10月1日施行)。併せて、有価証券報告書等の開示書類の受理等に関し、共通の認識をもって事案に対応することにより行政対応の透明性・予測可能性の向上に資するため、財務局等又は金融商品取引所との間で必要な情報について情報交換や意見交換等を行った。</p> <p>・有価証券報告書レビューとして、法令改正があった事項に係る各社の対応状況の審査及び特定の事項に着目し対象企業を抽出して行う審査のほか、適時開示や金融庁に提供された情報等に関する審査を行うことにより、より深度のある審査を行った。また、有価証券報告書レビューを踏まえ、有価証券報告書の作成に当たり留意すべき点について金融庁ウェブサイト公表した(25年3月)。開示書類の虚偽記載・不提出の違反行為については、証券監視委と連携をとりながら課徴金制度を適切に運用。</p> <p>・無届募集を行う発行者への対応については、金融庁に提供された情報を基に、各財務局等に対し発行者へのヒアリングを指示するなど、発行者による勧誘行為の実態把握に努め、無届募集であることが判明した場合には、有価証券届出書等の提出の遅延や捜査当局への情報提供を行うなど、必要な措置を講じた。また、無届募集を行っている者に対し警告書発出。</p>	<p>・24年度においては、近年の企業のグループ経営の実態を踏まえたインサイダー取引規制に関する制度整備を行ったほか、国際的に高品質な会計基準の設定・適用にむけた国内外での議論への参加等や、自主規制規則の見直し等に向けた自主規制機関との適切な連携など、市場の公正性・透明性の確保のための制度整備等を行った。</p> <p>・証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」)においては、不正取引に対する取引調査や、ディスクロージャー違反に対する開示検査を迅速・効率的に行い、内外プロ投資家によるクロスボーダー取引を利用した不正取引等に対する課徴金納付命令の勧告を行った。また、市場の公正を害する不正ファイナンス等の悪質な事案については、電磁記録の復元・解析等の作業(デジタルフォレンジック)環境の充実により調査業務の高度化・効率化を図りつつ、必要に応じて捜査当局や海外当局と連携して、厳正な調査を行い、検察庁に告発した。</p> <p>・自主規制機関等との意見交換や証券監視委の活動状況の情報発信を通じた市場規律の強化に向けた取組みについても積極的に行い、目標の達成に向けて一定の成果があった。</p> <p>・しかしながら、公募増資インサイダー事案をはじめとする不正取引において、情報伝達行為への対応や会社関係者の情報管理、クロスボーダー取引等を利用して不正取引を行う内外プロ投資家への対応などに課題がみられた。</p> <p>・今後とも、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p>(1) 24年度の達成度 B (2) 端的な結論 II</p>	<p>① 不正取引の規制に関する制度整備と課徴金制度の適切な運用</p> <p>② 金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性の確保</p>	<p>① ・インサイダー取引等の不正取引の規制に関する以下の制度整備を行う。</p> <p>(1) 「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ(平成23年度)」報告書に基づく、純粋持株会社等に係る重要事実等に関する制度整備。</p> <p>(2) 「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ(平成24年度)」報告書に基づく、情報伝達・取引推奨行為に対する規制等に関する制度整備。</p> <p>(3) 平成24年金融商品取引法改正に基づく、関係政府令の整備。</p> <p>・不正取引に対して、課徴金制度を適切に運用。</p> <p>② ・必要に応じ、行政対応の透明性・予測可能性の向上を推進。</p> <p>・有価証券届出書等の記載内容の適切性が確保されるよう財務局等を通じた事前相談・審査等を行う。</p> <p>・有価証券報告書レビューの実施等を通じて有価証券報告書等の継続開示書類の記載内容の適切性の確保に努める。</p> <p>・虚偽記載、不提出等の違反行為に対して、課徴金制度を適切に運用する。</p>

基本政策	施策	平成24年度の 主な事務事業	24年度の主な事務事業の概要	24年度の主な事務事業 に対する実績(案)	達成度及び端的な結論 の判断理由(案)	平成25年度の 主な事務事業(案)	25年度の主な事務事業(案)の概要
		③ 自主規制機関との適切な連携	③ ・各自主規制ルールの見直し等について、必要に応じて検討。	③ ・日本証券業協会は、平成24年10月以降、「内部者取引防止に関する内部管理態勢等検討ワーキング・グループ」において、 <u>インサイダー取引防止及び証券会社の法人関係情報の管理強化に係る自主規制規則の見直しに向けた検討</u> を行っており、金融庁は、同ワーキング・グループにオブザーバーとして議論に参加。 ・上記の結果、日本証券業協会は、「法人関係情報の管理態勢に係る対応要綱」を取りまとめて公表（平成24年12月19日）。 ・さらに、この「法人関係情報の管理態勢に係る対応要綱」を自主規制規則の改正案等の形で具体化し、公表（平成25年3月14日）。 ・一般社団法人金融先物取引業協会は「バイナリーオプションワーキンググループ」を立ち上げ、バイナリーオプションの個人向けの金融商品としてあるべき商品性や取扱方法を検討、「個人向けバイナリーオプション取引」規制骨子を協会員向けホームページに公表（平成24年12月12日）。 ・一般社団法人日本投資顧問業協会は、金融庁におけるAIJ問題を踏まえ、再発防止策の検討と併行して、「再発防止策に関する特別部会」を設置し、投資一任業界としての再発防止策を検討、「再発防止策への当協会の取組みについて」を公表（平成24年9月4日）。 ・金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン（22年12月24日）を踏まえ、市場関係者（証券取引所、証券業協会、公認会計士協会、証券会社等）とともに設置した「新興市場等の信頼性回復・活性化に係る協議会」において、新興市場の活性化等に向け取り組むべき諸課題について検討を行い、「新興市場等の信頼性回復・活性化に向けた工程表」を23年6月にとりまとめ、公表。 ・現在、市場関係者が同工程表に掲げられた各種取組みを実施しているところであり、同工程表の進捗状況については、24年5月にとりまとめ、公表した。また、実施状況を継続的・積極的にフォローアップすることで、より実効性の高い取組みを促した。		⑨ 自主規制機関との適切な連携	⑨ ・様々な政策課題の発生に応じ、金融商品取引所及び金融商品取引業協会と連携し、各自主規制ルールの見直し等について、積極的に協議・検討する。
		④ 市場規律の強化に向けた取組み	④ ・自主規制機関など関係諸団体との間で、意見交換や講演等を実施し、検査・調査等で把握した問題意識の共有を図る。 ・証券監視委の勧告・告発事案など、活動状況について、情報発信に取り組む。	④ ・自主規制機関との間で、定期的に意見交換を行い、市場における様々な問題・課題についての認識を共有。 ・自主規制機関など関係諸団体に対して講演を行うなど、幅広い情報発信に取り組む、証券監視委の活動状況や問題意識等について、メールマガジンなどにより情報発信に努めた。 ・告発・勧告等の事案について、市場や社会へ及ぼす影響を解説したり、課徴金事例集を公表して、市場参加者の市場規律が強化されるよう工夫した。		⑩ 市場参加者の規律強化に向けた取組み	⑩ ・自主規制機関など関係諸団体との間で、意見交換や講演等を実施し、検査・調査等で把握した問題意識の共有を図る。 ・証券監視委の勧告・告発事案など、活動状況について、事案の市場や社会における位置づけや影響を含め、情報発信に取り組む。
		⑤ 国際的に高品質な会計基準の設定・適用に向けた取組みの推進	⑤ ・IFRSの設定主体におけるガバナンス強化等に積極的に関与していくとともに、個別の会計基準の開発等において、積極的に意見を発信（企業会計審議会等の議論においての、総合的な議論展開を含む）。 ・IFRSの任意適用の円滑な実施に努める。 ・企業会計基準委員会による質の高い会計基準の開発や研究等の取組みを支援。 ・「中小企業の会計に関する基本要領」の普及活用の推進。	⑤ ・IFRSの設定主体におけるガバナンス強化については、モニタリング・ボードのメンバー要件の定義について、検討結果を公表した。また、 <u>企業会計審議会は、IFRS適用のあり方に関し、約1年間の議論を整理し、今後の議論に資するため、「中間的論点整理」を公表した（平成24年7月公表）</u> 。今後も引き続き検討していく必要。 ・平成25年3月期時点で8社が任意適用し、8社が任意適用することを公表。 ・企業会計基準委員会は、「退職給付に関する会計基準」（平成24年5月公表）、「包括利益の表示に関する会計基準」（平成24年6月公表）を公表し、金融庁も支援した。 ・中小企業会計要領の普及活用に関し、金融検査マニュアル及び監督指針への記載、金融庁及び財務局におけるパンフレット等の備置等を実施し、普及活用を努めた。		③ 国際的に高品質な会計基準の設定・適用に向けた取組みの推進	③ ・IFRSの設定主体におけるガバナンス強化等に積極的に関与していくとともに、個別の会計基準の開発等において、積極的に意見を発信（企業会計審議会等の議論においての、総合的な議論展開を含む）。 ・IFRSの任意適用の円滑な実施に努める。 ・企業会計基準委員会による質の高い会計基準の開発や研究等の取組みを支援。
		⑥ 包括的かつ機動的な市場監視	⑥ ・発行市場・流通市場全体に目を向けるとともに、クロスボーダー取引への監視を強化。 ・幅広い情報収集と個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を実施。 ・クロスボーダー取引による違反行為に対しては、証券当局間の情報交換枠組み等の活用を通じ、海外当局と連携して対応。また、国際的な法務・会計・証券取引等の専門家の育成・登用や海外当局への職員派遣の推進等、クロスボーダー取引に対する監視体制の強化に取り組む。	⑥ ・市場の公正性・透明性の確保等の観点から、問題があると思われる情報について、広く一般投資家等から6,362件を受付け。 ・「年金運用ホットライン」を新設し、投資一任業者の業務運営の実態等に関して23件の情報を受付け。 ・内外プロ投資家によるクロスボーダー取引を含め、市場の公正性を害すると疑われる取引について973件の取引審査を実施。 ・クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不正取引については、海外当局とも緊密に連携し、インサイダー取引事案6件、相場操縦事案1件の計7件の課徴金納付命令を勧告。 ・IOSCO（証券監督者国際機構）等における国際的議論への参画や海外当局等との情報交換等により、不正取引等の監視に関する国際的な連携の強化に努めたほか、人材育成の一環として、証券監視委の事務局職員を海外規制当局へ派遣。		④ 包括的かつ機動的な市場監視	④ ・発行市場・流通市場全体に目を向けるとともに、クロスボーダー取引への監視を強化。 ・幅広い情報収集と個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を実施。
		⑦ 不正取引に対する迅速・効率的な取引調査の実施	⑦ ・不正取引に対する迅速・効率的な調査を実施し、法令違反行為が認められた場合には、金融庁に課徴金納付命令を勧告。	⑦ ・不正取引について、迅速・効率的な取引調査を実施し、24年度において、25件の課徴金納付命令を勧告。		⑥ 不正取引に対する迅速・効率的な取引調査の実施	⑥ ・不正取引に対する迅速・効率的な調査を実施し、法令違反行為が認められた場合には、金融庁に課徴金納付命令を勧告。

基本政策	施策	平成24年度の主な事務事業	24年度の主な事務事業の概要	24年度の主な事務事業に対する実績(案)	達成度及び端的な結論の判断理由(案)	平成25年度の主な事務事業(案)	25年度の主な事務事業(案)の概要
		<p>⑧ ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施</p> <p>⑨ 犯則事件に対する厳正な調査の実施</p>	<p>⑧ ・有価証券報告書の虚偽記載等に対する迅速・効率的な検査等を実施し、法令違反行為が認められた場合には、金融庁に課徴金納付命令・訂正報告書提出命令の勧告を行うとともに、自主訂正等により適正な情報開示が行われるよう開示企業へ働きかけ。</p> <p>⑨ ・金融・資本市場の公正を害する悪質な行為に対して、必要に応じて捜査機関や財務局、海外当局とも連携のうえ、厳正な調査を実施し、犯則の心証を得たときは告発を行う。</p>	<p>⑧ ・開示書類の虚偽記載等に対する迅速・効率的な開示検査を実施し、24年度において、9件の課徴金納付命令勧告及び1件の訂正報告書提出命令勧告を行った。</p> <p>⑨ ・市場の公正を害する悪質な事案に対して、必要に応じて捜査機関や海外当局等とも連携の上、厳正な調査を実施し、24年度において、7件の告発を行った。</p>		<p>⑦ ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施</p> <p>⑧ 犯則事件に対する厳正な調査の実施</p>	<p>⑦ ・有価証券報告書の虚偽記載等に対する迅速・効率的な検査等を実施し、法令違反行為が認められた場合には、金融庁に課徴金納付命令・訂正報告書提出命令の勧告を行うとともに、自主訂正等により適正な情報開示が行われるよう開示企業へ働きかけ。</p> <p>⑧ ・金融・資本市場の公正を害する悪質な行為に対して、デジタルフォレンジックを十分に活用し、必要に応じて捜査機関や海外当局等とも連携のうえ、厳正な調査を実施し、犯則の心証を得たときは告発を行う。</p>
4	<p>市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備</p> <p>[達成目標] 金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営を確保すること</p>	<p>① 金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な検査・監督の実施</p> <p>② 金融商品取引業者等の自主規制機関との適切な連携</p>	<p>① ・金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な監督の実施（i 行政処分やその後のフォローアップを通じ、問題等の再発防止 ii 指定親会社グループ等に対し、グループベースでの経営の健全性の状況に応じた監督処分等を行うとともに、業務改善の実施状況の適切なフォローアップを含む）。</p> <p>・金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な検査を実施し、問題点が認められた場合には指摘するほか、重大な法令違反行為等が認められた場合には、行政処分等を勧告（i 投資一任業者に対する集中的な検査、ii 年金運用に関する情報の収集・分析体制の強化及び情報収集専門窓口の開設等を含む）。</p> <p>② ・自主規制機関における市場の公正性・透明性の確保に向けた取組み（例えば、自主規制規則の制定・改正）との適切な連携。</p> <p>・第二種金融商品取引業協会の自主規制機能が速やかに発揮されるよう引き続き連携。</p>	<p>① ・利用者保護と市場の公正性確保に重大な問題が認められた金融商品取引業者等に対し、行政処分を行い、業務の改善状況についてフォローアップ。</p> <p>・金商業者に対する46件の行政処分について、予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、その原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を公表。</p> <p>・A I J 事案を受け、すべての投資一任業者に対し2次に亘る一斉調査を実施し、その内容を公表。逐次調査を継続し、調査の状況については、順次、証券取引等監視委員会と適切に情報共有。</p> <p>・国際的に活動する大規模証券会社グループに対して、国際的な健全性規制高度化の取組みであるパーゼルⅢを平成25年3月末から適用すべく、早期是正措置告示や監督指針を改正。</p> <p>・214の金商業者等に対し検査を実施（着手ベース）。証券検査の結果、102の業者に対して問題点の通知を行い、18の業者に対し行政処分を勧告。</p> <p>・投資一任業者に対する集中的な検査を実施。年金運用分野に関する情報の専用受付窓口として「年金運用ホットライン」を開設し、専門家による積極的かつ質の高い情報収集・分析を行い、投資一任業者の検査に活用。</p> <p>② ・日本証券業協会は、平成24年10月以降、「内部取引防止に関する内部管理態勢等検討ワーキング・グループ」において、インサイダー取引防止及び証券会社の法人関係情報の管理強化に係る自主規制規則の見直しに向けた検討を行っており、金融庁は、同ワーキング・グループにオブザーバーとして議論に参加。</p> <p>・上記の結果、日本証券業協会は、「法人関係情報の管理態勢に係る対応要綱」を取りまとめて公表（平成24年12月19日）。</p> <p>・さらに、この「法人関係情報の管理態勢に係る対応要綱」を自主規制規則の改正案等の形で具体化し、公表（平成25年3月14日）。</p> <p>・一般社団法人金融先物取引業協会は「バイナリーオプションワーキンググループ」を立ち上げ、バイナリーオプションの個人向けの金融商品としてあるべき商品性や取扱方法を検討、「個人向けバイナリーオプション取引」規制骨子を協会員向けホームページに公表（平成24年12月12日）。</p> <p>・一般社団法人日本投資顧問業協会は、金融庁におけるAIJ問題を踏まえた再発防止策の検討と併行して、「再発防止策に関する特別部会」を設置し、投資一任業界としての再発防止策を検討、「再発防止策への当協会の取組みについて」を公表（平成24年9月4日）。</p>	<p>・金融庁においては、金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営を確保するため、金融商品取引業者等を取り巻く内外の経済・金融環境の変化を踏まえた重点事項の把握、業態や個別の金融商品取引業者等の問題・状況等に応じた実態把握や重要な経営課題に焦点を当てたヒアリングを実施するなど、効率的かつ効果的な監督に努めた。</p> <p>・証券取引等監視委員会においては、効率的かつ効果的な検査の実施に努め、重大な法令違反等が認められた場合には、行政処分等を求める勧告等を行ったほか、実効性のある検査実施の観点から、検査において認められた問題点等については、検査対象先との双方向の対話を通じて認識の共有に努め、自主的な改善努力を促した。</p> <p>・自主規制機関による市場の公正性・透明性の確保に向けた取組みとの適切な連携を図るため、日常的な情報交換等に努めた。</p> <p>・こうした検査・監督の取組みによって、金融商品取引業者等の業務の健全かつ適切な運営の確保が図られ、市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備に一定の成果があった。</p> <p>・しかしながら、公募増資インサイダー事案における金融商品取引業者等の法人関係情報の管理や、A I J 事案等において資産運用規制や投資一任業者をはじめとする金融商品取引業者等に関する情報の収集・分析体制、検査・監督体制等に課題がみられた。</p> <p>・今後とも、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p>	<p>① 金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な検査・監督の実施</p> <p>② 金融商品取引業者等の自主規制機関との適切な連携</p>	<p>① ・報告徴求等により法令違反の事実等の問題が確認された業者や、証券監視委の検査で問題が認められた業者に対して、業務改善命令・業務停止命令等の行政処分を実施。さらに、業務改善の状況を適切にフォローアップ。</p> <p>・公募増資インサイダー問題を踏まえた金商業者等による法人関係情報の管理や、A I J 事案を踏まえた投資運用業者等の受託者責任を検証し、適切な業務運営態勢の整備を指導・監督。</p> <p>・グループベースでの自己資本充実の状況やリスク管理態勢等について実態を把握。</p> <p>・金商業者等に対する効率的・効果的な検査を実施し、問題点を指摘するほか、重大な法令違反行為等には行政処分を勧告。</p> <p>・中小金商業者等に対する検査のカバレッジが低いという指摘を踏まえ、検査の実施回数を増加。</p> <p>・投資一任業者に対する集中的な検査を継続。年金運用ホットラインによる情報収集・分析を強化。</p> <p>・金商業者等の業務の国際化に対応し、証券当局間の情報交換枠組み等を活用して、海外当局と密接に連携しながら検査を実施。</p> <p>② ・様々な政策課題の発生に応じ、金融商品取引所及び金融商品取引業協会と連携して、各自自主規制ルールの見直し等について、積極的に協議・検討。</p>

基本政策	施策	平成24年度の主な事務事業	24年度の主な事務事業の概要	24年度の主な事務事業に対する実績(案)	達成度及び端的な結論の判断理由(案)	平成25年度の主な事務事業(案)	25年度の主な事務事業(案)の概要
	<p>5 市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備</p> <p>[達成目標] 適正な会計監査の確保により市場機能の発揮の基盤が強化されること</p>	<p>① 監査基準等の整備に係る対応</p> <p>② 公認会計士・監査法人等に対する適切な監督</p> <p>③ 品質管理レビューの適正な審査及び監査法人等に対する的確な検査</p> <p>④ 海外監査監督当局との協力・連携</p> <p>⑤ 優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進</p>	<p>① 監査基準等の整備に係る対応を実施。</p> <p>② 問題事例に対する厳正な処分など、公認会計士、監査法人等に対する適切な監督を実施。</p> <p>③ ・品質管理レビューに係る適切な審査を実施し、必要な場合は、検査の実施や処分等の勧告を実施（業界横断的な問題点等について、関係機関等との間での意見交換や情報発信等を含む）。 ・外国監査法人等に対し、報告徴収の実施など適切に対応。</p> <p>④ ・国際的な会合に積極的に参画し、情報交換取極めの締結に向けた交渉の推進など、海外監査監督当局と協力・連携。 ・監査・会計制度に係る国際的な議論の動向について、審査会業務との関係に焦点を当てつつ、情報収集及び分析を行う。</p> <p>⑤ ・公認会計士試験を円滑に実施し、広報活動を強化。 ・公認会計士等の活動領域の拡大に係る取組みを進め、公認会計士試験・資格制度の中長期的な在り方について検討。</p>	<p>① ・オリンパス等の会計不正事案を踏まえて、監査手続等のあり方について検討し、「監査基準の改訂及び監査における不正リスク対応基準の設定に関する意見書」を取りまとめ公表した（平成25年3月26日公表）。</p> <p>② ・監査法人3社、公認会計士13名に対して公認会計士法に基づく行政処分を実施した。</p> <p>③ ・品質管理レビューに係る審査を適切に実施し、検査や処分等の勧告（業界横断的な問題点等について、関係機関等との間での意見交換や情報発信等を含む。）を実施した。 ・外国監査法人等に対し、報告徴収を実施するなど適切に対応した。</p> <p>④ ・監査監督機関国際フォーラム（I F I A R）に参加し、国際的な監査ネットワーク等との対話や各国の検査に関する状況について意見交換等を行ったほか、同フォーラムの6大国際監査ネットワーク（G P P C）ワーキンググループに参加し、グローバルな品質管理のあり方等について意見交換・情報収集等を行った。また、同フォーラムの検査ワークショップに参加し、他国の検査における考慮事項や検査方法等について意見交換・情報収集等を行った。 ・二国間ベースで各国の監査監督機関等との意見交換を随時行うとともに、マレーシア、オランダとの間で監査監督上の協力に関する書簡を交換した。</p> <p>⑤ ・公認会計士試験の円滑な実施に関し、電力事情悪化による節電対策が講じられた状況を踏まえた措置を講じるなど試験の公平かつ円滑な実施に努めた結果、公認会計士試験の信頼性を維持することに寄与した。 ・試験結果の透明性・信頼性向上に向け、試験結果に係る情報開示の拡大を行った。 ・公認会計士等の活動領域の拡大に関し、「公認会計士試験合格者等の育成と活動領域の拡大に関する意見交換会 当面のアクションプランの24年度改訂について」を公表（平成24年11月9日）し、関係団体と連携しながら合格者等の活動領域の拡大に係る環境整備に向けた取組みを行った結果、試験合格者等の活動領域の拡大を図るに当たり一定の効果があつた。</p>	<p>・会計不正に対応するための監査手続等のあり方について検討し、監査基準の改訂及び監査における不正リスク対応基準の設定に関する意見書を取りまとめ公表した。 公認会計士・監査法人に対する品質管理レビューの審査や、その結果に基づく監査法人等に対する検査の実施、厳正な処分など、監査法人等に対する適切な監督に努めた。 国際会合への参加や情報交換の枠組み構築に向けた二国間協議等を通じて海外監査監督当局との協力・連携を強化した。 公認会計士試験については、試験の公平かつ円滑な実施に努めたほか、試験結果の透明性・信頼性確保に努めました。また、関係団体と連携しながら試験合格者等の活動領域の拡大に係る環境整備に向けた取組みを行なった。さらに、公認会計士試験・資格制度の中長期的なあり方について、関係者間での議論を重ねた。 これらの取組みを通じて、厳正な会計監査の確保に向けた一定の成果が上がっている。 ・今後とも、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、引き続き取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p>(1) 24年度の達成度 A (2) 端的な結論 II</p>	<p>① 監査基準等の整備に係る対応</p> <p>② 公認会計士・監査法人等に対する適切な監督</p> <p>③ 品質管理レビューの適正な審査及び監査法人等に対する的確な検査</p> <p>④ 海外監査監督当局との協力・連携</p> <p>⑤ 優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進</p>	<p>① ・企業会計審議会等において、引き続き、適正な会計監査の確保に向け、監査基準等の整備に係る対応を実施。</p> <p>② ・問題事例に対する厳正な処分など、公認会計士、監査法人等に対する適切な監督を実施。</p> <p>③ ・品質管理レビューに係る適切な審査を実施し、必要な場合は、検査の実施や処分等の勧告を実施（業界横断的な問題点等について、関係機関等との間での意見交換や情報発信等を含む）。 ・外国監査法人等に対し、報告徴収の実施など適切に対応。</p> <p>④ ・国際会合への積極的な参画及び貢献、情報交換取極めの締結に向けた交渉の推進など、海外監査監督当局と協力・連携。 ・監査・会計制度に係る国際的な議論の動向について、審査会業務との関係に焦点を当てつつ、情報収集及び分析を実施。</p> <p>⑤ ・公認会計士試験を円滑に実施するとともに、試験の魅力向上に取組み、広報活動を強化。 ・公認会計士等の活動領域の拡大に係る取組みを進め、公認会計士試験・資格制度の中長期的な在り方について検討。</p>
IV 横断的施策	<p>1 国際的な政策協調・連携強化</p> <p>[達成目標] 国際的な金融規制改革に積極的に対応すること等を通じ、国際金融システムの安定と発展、ひいては我が国経済の持続的な成長に資すること</p>	<p>① 国際金融監督機関における国際的なルール策定等への積極的な貢献</p> <p>② 国際的な金融規制改革のための政策協調及び金融機関の監督における海外監督当局との連携強化</p> <p>③ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への対応</p>	<p>① ・金融安定理事会（F S B）などの国際的な金融規制改革の議論の場に積極的に参加して我が国の立場を引き続き主張し、金融規制改革に関する国際合意について、各国当局等と協調しつつ着実に実施。</p> <p>② ・国際的な金融規制改革等の議論に関し、協議を積極的に行い、戦略的連携を一層強化。 ・国際的に活動を行う金融機関に関する監督上の諸問題について、海外監督当局との連携を強化し、監督カレッジや国際的な危機管理についても、適切に対応。</p> <p>③ ・F A T F等の活動に参画し、国際的な取組みに協調。 ・F A T F第3次対日相互審査へのフォローアップ報告（24年度に予定）に向けて、指摘事項への対応に適切に対応。 ・F A T F第4次相互審査基準の改訂作業において、国際交渉に参加。</p>	<p>① ・G20ロスカボス・サミットやサンクトペテルブルク・サミットに向けて、F S B、バーゼル銀行監督委員会、証券監督者国際機構、保険監督者国際機構等における国際的な金融規制改革の議論に積極的に参画・貢献した。</p> <p>② ・各国当局とトップレベルで金融協議等を実施し、各国の金融セクターの状況等について積極的な対話を行うとともに、国際的な金融規制改革等についても積極的に議論を行うなど、戦略的連携の一層の強化を図った。</p> <p>③ ・F A T Fにおける改訂F A T F勧告に係るメソッドロジー等の策定に参画するなど、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策のための国際的な取組みに参画・貢献した。</p>	<p>・世界的な金融危機を受けて、金融危機の再発防止と金融システムの安定確保のために、G20・F S B等を中心に国際的な金融規制改革が進められている中、国際的なルール策定等に積極的に参画・貢献しており、金融規制改革の検討・実施に着実な進展が見られるほか、海外当局との連携も強化している。 ・今後はこうした取組を継続していくが、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策については、第3次対日相互審査結果における指摘事項について国際的な理解を得るべく引き続き対応を行う必要がある。</p> <p>(1) 24年度の達成度 A (2) 端的な結論 II</p>	<p>① 国際的な金融規制改革への積極的な参画・貢献</p> <p>② 国際的な金融規制改革のための海外当局との連携強化等</p> <p>③ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への対応</p>	<p>① ・国際的な金融システムの安定及び発展のために、金融安定理事会（F S B）などの国際的な金融規制改革の議論に積極的に参画・貢献。また、金融規制改革に関する国際合意について、各国当局等と協調しつつ着実に実施。</p> <p>② ・国際的な金融規制改革について、海外当局と金融協議や意見交換等を積極的に行うなど、各国・地域と戦略的連携を一層強化。</p> <p>③ ・金融活動作業部会（F A T F）等におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策のための議論に積極的に参画・貢献。F A T Fの対日相互審査については、関係省庁との連携のもと、適切に対応。</p>

基本政策	施策	平成24年度の主な事務事業	24年度の主な事務事業の概要	24年度の主な事務事業に対する実績(案)	達成度及び端的な結論の判断理由(案)	平成25年度の主な事務事業(案)	25年度の主な事務事業(案)の概要
	<p>2 アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調</p> <p>[達成目標] アジア域内の金融・資本市場の整備に協力するとともに、我が国企業・金融機関の事業展開を促進する</p>	<p>① アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調の推進</p> <p>② アジア諸国の金融・資本市場の整備に向けた実態調査及び金融行政当局との人材交流</p>	<p>① ・我が国企業・金融機関のアジア域内における事業展開を促進するため、アジア諸国が参加する国際会議、二国間協議等を開催し、これに参加。 ・WTO及び経済連携協定(EPA)交渉における金融サービス自由化交渉に積極的に参加し、金融サービス分野における自由化の進展を促進。</p> <p>② ・アジア諸国の金融・資本市場に関する実態調査等を実施するとともに、新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修事業を実施。</p>	<p>① ・平成25年1月の緊急経済対策でアジアの金融インフラ整備支援に取り組むこととされたことを踏まえ、日本の企業・金融機関のアジアにおける事業展開を促進するため、アジアの金融インフラ整備支援の取組みを実施した(ベトナム証券委員会向け証券監督セミナー、ミャンマーの証券取引法整備支援、ミャンマー・インドネシアの金融インフラ整備支援のための基礎的調査等)。また、金融協議等を通じて、アジア各国との連携強化を図るとともに、規制緩和と要望を積極的に伝えた。</p> <p>② ・アジアの新興市場国の金融行政担当者を日本に招き、日本の金融監督制度や取組み等についてセミナーを実施した。</p>	<p>・アジアの金融インフラ整備支援や、金融協議等を通じた規制緩和と要望等の取組みを推進した結果、アジア各国の金融当局との連携が強化され、金融インフラ整備や金融規制緩和に進展が見られた。 ・今後は、平成25年1月の緊急経済対策を踏まえ、日本の企業・金融機関の事業展開を促進するため、アジアの金融インフラ整備支援や規制緩和と要望等の取組みをより一層充実させていく必要がある。</p> <p>(1) 24年度の達成度 A (2) 端的な結論 II</p>	<p>① アジアにおける金融インフラ整備支援及び金融・資本市場の規制緩和の促進等</p>	<p>① ・日本企業及び金融機関のアジアにおける事業展開を支援するとともに、アジア諸国の金融・資本市場の発展によりアジア経済の成長を促進するため、これら諸国に対し、<u>1) 証券市場、保険等の分野における法制度整備の支援・協力、2) 取引所、決済システム、損害保険料率算出機構等金融インフラの設立・整備の支援・協力、3) 監督・検査手法等金融行政運営に係るノウハウ等の提供など、ハードとソフトの両面から各国の実情に合わせた技術支援を促進する。また、こうした技術支援に併せて、市場活性化及び成長資金の供給円滑化の観点から、これら諸国における金融規制の緩和を促す。</u> ・技術支援等の実施に当たっては、個別の国・分野ごとに行動戦略を策定し、相手国との対話(二国間協議等)を通じた関係強化を図ると共に、公的セクター及び民間セクターの関係者と連携して、積極的な取組みを行なっていく。 ・また、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定、経済連携協定(EPA)交渉等における金融サービス自由化交渉に積極的に参加し、アジアを中心とした金融サービス分野の自由化の進展を図っていく。</p>
	<p>3 金融サービスの提供者に対する事業環境の整備</p> <p>[達成目標] 金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保すること</p>	<p>① 規制・制度改革の推進</p> <p>② 事前確認制度の適切な運用</p>	<p>① ・規制・制度改革を積極的に推進し、「国民の声」に提出された提案等に適切に対応。 (平成24年度に検討・措置する施策例) i 保険会社のグループ経営に関する規制の見直し(外国保険会社の買収に係る子会社の業務範囲規制の見直し等) ii インサイダー取引規制の見直し(企業の組織再編に係る保有株式の承継等のうち一定の場合につき適用除外) iii 投資信託・投資法人法制の見直し(J-REITの資金調達手段の多様化等)</p> <p>② ・ノーアクションレター制度等について、一層の利用促進を行い、同制度を適切に運用。</p>	<p>① ・規制・制度改革委員会(平成24年5月～)及び規制改革会議(平成25年1月～)において議論された規制・制度改革事項や、「国民の声」(平成21年12月～)に寄せられた規制改革提案を始め、法令改正を含めた規制・制度改革を積極的に推進。</p> <p>具体的な例は、以下のとおり。 i 保険会社のグループ経営に関する規制の見直し(外国保険会社の買収に係る子会社の業務範囲規制の見直し等)・・・「保険業法等の一部を改正する法律」が施行、関連政令を整備・施行(平成24年7月20日)。 ii インサイダー取引規制の見直し(企業の組織再編に係る保有株式の承継等のうち一定の場合につき適用除外)・・・「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が平成24年9月6日成立、9月12日公布。 iii 投資信託・投資法人法制の見直し(J-REITの資金調達手段の多様化等)・・・金融審議会金融分科会「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」にて「最終報告」を取りまとめ、金融審議会総会・金融分科会合同会合に報告(平成25年2月27日)</p> <p>・金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」報告書(平成24年5月)に基づき、<u>官民ラウンドテーブルを立ち上げ</u>(平成24年9月)。</p> <p>② ・ノーアクションレター制度に関する回答実績は5件で、制度創設からの累計は49件に、また、一般法令照会制度に関する回答実績は1件で、制度創設からの累計は3件。</p>	<p>・法令改正を含む規制・制度改革の積極的な推進や、事前確認制度の適切な運用による金融行政の透明性・予測可能性の向上等を通して、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境の整備を着実に進めてきた。 ・今後も個々の規制改革提案への対応をはじめとするこれまでの取組を引き続き進めるとともに、金融を巡る状況の変化に対応するべく、規制・制度の在り方を不断に見直す必要がある。</p> <p>(1) 24年度の達成度 B (2) 端的な結論 II</p>	<p>① 規制・制度改革の推進</p> <p>③ 官民による持続的な対話の実施</p> <p>② 事前確認制度の適切な運用</p>	<p>① ・金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業展開できる環境を整備すべく、金融サービスの提供者・利用者の声をよく把握しながら規制・制度改革を進めていくとともに、金融を巡る状況の変化に対応した規制・制度の在り方を積極的に検討。</p> <p>③ ・我が国金融機能の向上・活性化に向けて、官民が持続的な対話を行う場である官民ラウンドテーブルを継続的に実施(関連する委託調査を含む)。</p> <p>② ・ノーアクションレター制度等について、一層の利用促進を行い、同制度を適切に運用。</p>
	<p>4 金融行政についての情報発信の強化</p> <p>[達成目標] 金融行政についての情報発信を強化すること</p>	<p>① 金融行政に関する広報の充実</p>	<p>① ・閣議後会見や重要施策について会見等を実施。 ・ウェブサイトを活用した広報については、国内向けには、大臣等の記者会見の概要等を掲載するとともに、特に重要な政策に関しては、特設サイトを設定する等して周知。 ・海外向けには、英語版ウェブサイトを改定し、週次でニュースレターを配信する等、積極的に情報を提供。 ・twitter等の新たな情報発信手段について、積極的に活用。 ・内閣官房内閣広報室及び内閣府大臣官房政府広報室と積極的に連携を図り、政府広報を活用し、施策を周知。</p>	<p>① ・金融庁では、平成24年度も閣議後(毎週2回)の大臣記者会見に加えて、重要な報道発表時に実施している記者ブリーフ(計87回)を積極的に開催し、当庁の施策・考え方を積極的に発信・説明する機会を充実に取り組んだ。 また、国民にとって重要と考えられる施策については、「金融庁Twitter」や政府広報を活用し簡明な表現での広報活動に努めた。 これに加えて、24年度は以下の点について特に重点的に取り組んだ。</p> <p>ア. 重要施策に関する広報 利用者にとって特に関心が高いと思われる施策については、<u>金融庁ウェブサイト</u>のトップページに関連情報をまとめた特設サイトを開設し、利便性の向上を図った。特に、24年度は、中小企業金融円滑化法が25年3月末に期限到来を迎えることを踏まえ、「中小企業等に対する金融円滑化対策について」のページについて、内容の充実・利用者のニーズに合ったレイアウトの変更等を行い、利便性の向上を図った。</p> <p>イ. 海外に対する情報発信 海外の利用者に対しては、タイムリーに情報発信することを目的に、24年7月から、月に1回発行していた「FSA News letter」に代えて、一週間の新着情報の概要を英訳した「<u>FSA Weekly Review</u>」を週に1回発行するとともに、新たに「金融審議会の各ワーキング・グループの報告書の概要」、「国会提出法案などの重要施策の概要」、「検査実施中の金融機関」、「幹部名簿」等、利用者からの要望の多かった重要施策・情報等についての英訳にも取り組んだ。</p>	<p>・大臣記者会見や記者ブリーフ、重要施策に係る政府広報、海外向けの「FSA Weekly Review」の週1回発行や重要施策・情報等の英訳等に取り組んだ結果、金融庁ウェブサイトへのアクセス件数や「金融庁Twitter」の登録件数が、対前年比で増加が認められたものの、引き続き積極的かつ利用者のニーズに合った情報発信、英語によるタイムリーな情報発信に取り組む必要がある。</p> <p>(1) 24年度の達成度 B (2) 端的な結論 II</p>	<p>① 金融行政に関する広報の充実</p>	<p>① 以下の通り、引き続き、様々なツールを通じ、金融行政についての情報発信を強化する。その際、<u>どの対象(国内・国外のメディア・一般国民・金融機関・投資家等のいずれか)に、何を発信するかについて明確化し、それぞれに相応しい手段(大臣会見、報道発表、説明会開催、個別説明等)による情報発信を行っていく。</u> ・メディアを通じた広報に関しては、閣議後会見や重要施策についての記者向け説明を積極的に実施。 ・ウェブサイトを活用した広報に関しては、大臣等の記者会見録等の掲載コンテンツを充実。 ・特に重要な政策に関しては、特設サイトを設定する等の対応を行うとともに、必要に応じて内閣官房内閣広報室及び内閣府大臣官房政府広報室と積極的に連携を図り、政府広報を活用して施策を周知。 ・海外向け広報に関しては、重要施策の概要を英語版ウェブサイトタイムリーに掲載するほか、「FSA Weekly Review」を毎週発行する等、英文による広報を充実強化。 ・Twitter等の新たな情報発信手段について、積極的に活用。</p>

基本政策	施策	平成24年度の主な事務事業	24年度の主な事務事業の概要	24年度の主な事務事業に対する実績(案)	達成度及び端的な結論の判断理由(案)	平成25年度の主な事務事業(案)	25年度の主な事務事業(案)の概要
	5 金融リテラシー(知識・判断力)の向上のための環境整備  [達成目標] 金融リテラシーが向上すること	① 金融経済教育の推進	① 「金融経済教育に関する論点整理」(金融経済教育懇談会)等を踏まえつつ、関係省庁・民間団体との連携を強化。 ・ガイドブック等の普及、シンポジウムの開催、金融庁ウェブサイトを通じた情報提供等を実施。	① 金融経済教育研究会報告書の公表 金融経済教育の現状をあらためて、把握するとともに、我が国における金融経済教育の今後のあり方について検討を行うこととし、平成24年11月、金融研究センターに、有識者、関係省庁、関係団体をメンバーとする「金融経済教育研究会」を設置、議論を重ね、平成25年4月30日、報告書を公表。 G20やOECD等の国際的な潮流も踏まえつつ、我が国の金融経済教育の現状把握を行い、今後取り組むべき課題を整理した。 ・ガイドブックの配布及びシンポジウムの開催 昨年同様、「基礎から学べる金融ガイド」及び「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわなないためのガイドブック」を、必要としている高校、大学、地方公共団体等に提供。 地域住民等を対象に、金融トラブルに巻き込まれないように注意喚起することをテーマとしたシンポジウムを6箇所で開催。	・先般の金融危機を踏まえ、利用者の金融リテラシーを向上させ、利用者の金融行動を改善することが重要であるとの認識が、G20等における国際的な議論において共有される等、国民の金融リテラシーを向上させていくことがこれまで以上に重要となっており、金融経済教育の一層の推進が求められている。このため、金融経済教育の今後のあり方について検討を行うため、「金融経済教育研究会」を設置、議論を重ね、平成25年4月30日、報告書をとりまとめた。 ・当該研究会では、関係者(有識者、業界、関係省庁等)の間で深度のある議論が行われ、我が国としての金融経済教育の推進に関する方向性が共有され、課題が整理された。  (1) 24年度の達成度 A (2) 端的な結論 I	① 金融経済教育の推進	① 金融経済教育研究会における議論により、金融経済教育を推進するための方向性等が示されている。今後、金融経済教育研究会報告書の以下の指摘にそって実施していくことが重要である。 ・金融経済教育の関係者による推進の場(「金融経済教育推進会議(仮称)」)を設置する。 ・「金融経済教育推進会議(仮称)」において、無駄や隙間を生じさせないよう、適切な役割分担を行い、全体の取組みを関係者間でフォローし、進行管理を行いながら、着実に推進していくことが重要。 ・金融経済教育の効率的・効果的な推進のため、最低限習得すべき金融リテラシー(4分野・15項目)の内容について、学校や自治体、業界団体や各金融機関、NPO団体等の様々な現場で実際に金融経済教育を担う者が利用しやすいものとなるよう、具体化する。 ・その上で、身に付けるべき事項を、年代別にどのような順序でどこまで教えるべきかについて整理し、体系化を図る。 ・金融経済教育に関する情報のインターネット上での最初のアクセス先として、金融広報中央委員会のウェブサイト(「知るぽると」)を周知するとともに、同ウェブサイトから関係当局・関係団体等のウェブサイトと相互にリンクを張り、利用者が必要な金融経済教育にかかる情報等に容易かつ網羅的にアクセスできる情報提供体制を構築する。 ・報告書で指摘された課題を踏まえ、金融商品を賢く利用することを伝えるガイドブックの作成・普及、シンポジウムの開催、金融庁ウェブサイトを通じた情報提供を行う。

業務支援基盤の整備のための取組み(平成24～28年度)

分野	施策	平成24年度の主な事務事業	24年度の主な事務事業の概要	24年度の主な事務事業に対する実績(案)	達成度及び端的な結論の判断理由(案)	平成25年度の主な事務事業(案)	25年度の主な事務事業(案)の概要
1 人的資源	(1) 金融行政を担う人材の確保と資質の向上  [達成目標] 高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員の確保と資質の向上を図ること	① 高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員の確保と資質の向上  ② 官民人材交流等の促進	① 国内外への大学院への派遣や研修の実施、金融行政の各専門分野における計画的な人事配置により、専門性の高い人材を育成。 ・中長期的観点からどのような専門性を持った者を採用・育成するかについて検討し、高い専門性を有する者を確保。  ② 民間企業や国際機関等への派遣を通じて、職員の専門性の強化・幅広い視野を持った職員を育成。	① 職員一人ひとりが金融庁職員としてあるべき姿を自覚するとともに、誇りを持って働き、職場はそれをバックアップする存在となるよう、幹部クラスから各課室職員まで庁内各層での議論を行った上で、職員の基本的な取組姿勢を「金融庁職員のあり方」として整理した。 ・業務の効率化・職場環境の改善策等について各課室で議論・策定するとともに、事後的に評価し更なる改善に繋げていくPDCAサイクルによる業務改善を行う仕組みを整備した。 ・金融行政を担う人材の確保と資質向上について、幹部クラスで議論を行った上で、各金融行政分野における専門的能力の向上、国際面での対応力の向上、外部からの専門人材の確保等についての中長期的かつ包括的な方針を整理し、これに基づき、平成24年度の人事配置等を行った。 -金融行政の各専門分野において、職員の希望・適性等を勘案しつつ、計画的に任用 -民間企業経験者等の専門家を年間を通じて積極的に採用 -職員の国際面での対応力の強化(①海外留学経験者について、帰国後一定期間内に国際機関等への出向を行う、②英語研修の充実を図る等) -国内外の大学院への職員の派遣 -各部局における業務上のニーズを一層研修に反映させるよう、研修内容等の検証・見直し  ② 官民人材交流等の促進については、国際機関、海外監督当局、在外公館や、民間企業、地方自治体、大学等への出向の拡大を図った。 ・特に、新興国(ブラジル・トルコ)への若手職員の派遣を新たに行った。	「金融庁職員のあり方」の策定、PDCAサイクルによる業務改善を行う仕組みの整備、金融行政を担う人材の確保と資質向上に係る方針のいづれについても、中長期的かつ包括的な枠組み・方向性を整理し、それに基づき各年度の取組みを着実に実行している。  (1) 24年度の達成度 A (2) 端的な結論 II	① 高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員の確保と資質の向上	① 「金融庁職員のあり方」の浸透を図るとともに、PDCAサイクルによる業務改善への取組みを推進する。 ・金融行政を担う人材の確保と資質向上についての方針に基づき、各金融行政分野における専門的能力の向上、国際面での対応力の強化、外部からの専門人材の確保、官民人材交流の促進等について、着実に実行する。 ・引き続き新興国への若手職員の派遣の推進を図る。

分野	施策	平成24年度の 主な事務事業	24年度の主な事務事業の概要	24年度の主な事務事業 に対する実績(案)	達成度及び端的な結論 の判断理由(案)	平成25年度の主な 事務事業(案)	25年度の主な事務事業(案)の概要
2 知的資源	(1) 学術的成果の金融行政への導入・活用  [達成目標] 的確な調査研究分析を通じて、学術的成果を適切に金融行政へ導入・活用すること	① 金融行政の参考となる調査研究の実施  ② 産・官・学の連携強化	① ・金融に関して調査研究分析を行い、その成果を情報発信するとともに、行政運営に適切に活用。  ② ・産・官・学の垣根を超えて人材交流等を通じた調査研究を進めるとともに、コンファレンス、研究会・勉強会等を開催。	① ・研究官等による研究成果をまとめ、ディスカッションペーパー（DP）として、6本の研究成果報告書をホームページ上に掲載した。なお、これらの研究成果報告書の公表に先立ち、庁内関係者の出席を得て、研究成果報告書の発表と検討を行う研究成果報告会を開催することで、庁内へのフィードバックも行った。 ・また、近年公表されたDPのうち研究論文として所収するにふさわしい4本（査読付）を選定し、金融研究センター長の責任編集のもと、論文集『FSAリサーチレビュー』としてホームページ上に掲載した。  ② ・24年7月にコンファレンス「EUアジア・コーポレート・ガバナンス・ダイアローグ」（共催：欧州委員会等）、25年3月に国際コンファレンス「持続的・包摂的な成長に向けたアジア金融セクターの強化」（共催：アジア開発銀行研究所（ADB））を開催した。庁内幹部がスピーカー等として発表等をしたほか、庁内職員に加え、国内外の研究者、政府・中央銀行関係者、在京大使館関係者、金融機関の実務者等の参加者を得て、活発な質疑応答が交わされた。 24年7月開催 国際コンファレンス 参加者：204名 25年3月開催 国際コンファレンス 参加者：322名 ・研究官等の研究活動の一環として、有識者等との検討を行う研究会を開催した。24年度は、「金融経済教育研究会」、「企業財務研究会」を、庁内関係部局の職員の参加も得て開催した（24年度合計11回開催）。 ・アカデミズム等の金融有識者が最先端の研究内容を発表し、金融庁の行政官等との議論を通じて、金融行政・アカデミズムの両方に必要な新たな視点・論点を探求する「金融経済学勉強会」を開催した（24年度合計11回開催）。 ・学者や民間金融機関・製造業等の様々な分野において専門的知見を持つ外部講師を招聘し、主に金融・経済等の最前線にあたる内容をテーマにした昼休み勉強会（金曜ランチョン）を開催した（24年度22回開催）。	・金融環境の変化に応じた調査研究分析を行っているほか、望ましい金融規制・監督の在り方等について、国内外の金融機関職員、監督当局者、研究者を中心とした国際コンファレンスを開催した。また、研究会・勉強会等を多数設定し金融庁職員と外部有識者等の交流に積極的に貢献した。このような取り組みにより、金融行政の遂行に資する研究の実施、各部局と連携した研究体制の構築等の進展、産官学のネットワーク強化が図られた。 ・今後は、金融の国際的な潮流も踏まえつつ、各部局の当面の課題にとどまらず、中長期的な金融行政の質の向上につながる調査・研究を進める必要がある。  (1) 24年度の達成度 A (2) 端的な結論 II	① 金融行政の参考となる調査研究の実施  ② 産・官・学の連携強化	① ・金融行政における判断にアカデミズムの知見を有効に活用するため、より本質的で、重要と考えられるテーマを適切に選定し、調査研究を行う。  ② ・金融に関する産・官・学の連携強化のため、産・官・学の人材交流・コンファレンス・研究会・勉強会等を開催する。その際には、調査研究と同様、金融行政における判断に参考となるような適切なテーマ設定を行う。
3 その他の業務基盤	(1) 金融行政における情報システムの活用  [達成目標] ① 早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること ② 情報セキュリティ対策の推進を図ること  (2) 災害等発生時における金融行政の継続確保  [達成目標] 金融庁の業務継続体制の充実・強化を図ること	① 情報システムの効果的な活用による金融行政の高度化・効率化  ② 情報セキュリティ対策の推進	① ・「業務・システムの最適化計画」に基づき、以下の情報システムについて計画を推進。 i 金融庁業務支援統合システムについては、計画に基づき、平成24年度までに情報システムの開発等を推進。 ii EDINETについては、計画に基づき、25年度中の稼働を目指して次世代EDINETの開発等を推進。 iii 金融庁行政情報化LANシステムについては、最適化計画に基づき、平成19年度に構築が完了した情報システムの運用・保守等を実施。  ② ・情報セキュリティ事案（インシデント）の対応を含めた情報セキュリティ対策を適切に推進するため、所要の整備を実施。	① ・i 金融庁業務支援統合システムの稼働時期を25年1月として24年度の作業を進めていたが、設計・開発事業者の作業遅延が発生した。このため、今後の作業スケジュールについて調整を行った。 ・ii EDINETについては、最適化計画に基づき、国際水準を踏まえたXBRLの対象範囲の拡大、投資家向けの検索・分析機能の向上等のために、25年度中の稼働を目指して次世代EDINETの開発等を進めた。 ・iii 金融庁行政情報化LANシステムについては、平成24年5月に最適化計画を改定し、次期LANシステムの稼働時期を平成26年1月とした。25年2月、次期LANシステムに係る設計・構築及び機器等買付の入札公告を行った。  ② ・平成24年6月、金融庁の情報システムにおいて情報セキュリティ事案が発生した際の緊急対応態勢の一層の強化を図ることを目的として「金融庁CSIRT」を設置した。	・「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」については、計画どおりの運用開始はできなかった。 ・今後は、見直した作業スケジュールを遵守してシステム設計等を推進していく必要がある。  (1) 24年度の達成度 B (2) 端的な結論 II	① 情報システムの効果的な活用による金融行政の高度化・効率化  ② 情報セキュリティ対策の推進	① ・「業務・システムの最適化計画」に基づき、以下の情報システムについて計画を推進。 i 金融庁業務支援統合システムについては、計画に基づき、平成26年度までに情報システムの開発等を推進。 ii EDINETについては、計画に基づき、25年度中の稼働を目指して次世代EDINETの開発等を推進。 iii 金融庁行政情報化LANシステムについては、最適化計画に基づき、25年度中の稼働を目指して次期金融庁ネットワークの設計・構築等を推進。  ② ・情報セキュリティ事案（インシデント）の対応を含めた情報セキュリティ対策を適切に推進するため、所要の整備を実施。
		① 災害等発生時における金融行政の継続確保	① ・「金融庁業務継続計画」を随時見直すとともに、関係機関との連携強化を図りつつ、検証を行い、金融庁の業務継続体制を充実・強化。	① ・業務継続体制の充実・強化の取組として、1) 民間コンサルティング会社による「金融庁業務継続計画」の実効性に係る検証等についての調査委託、その調査結果を踏まえた同計画の改訂、2) 政府防災訓練及び金融庁防災訓練の実施及びその結果を踏まえた非常時の連絡体制や参事委員の見直しを実施。 また、平成24年12月に、銀行界全体の業務継続態勢のさらなる向上を目的として、一般社団法人全国銀行協会が実施した首都直下地震を想定した業界横断訓練に金融庁も参加するなど、民間金融機関との更なる連携を図った。	・民間コンサルティング会社による「金融庁業務継続計画」の実効性の調査結果、政府防災訓練及び金融庁防災訓練の実施及びその結果を踏まえた見直しを行い、金融庁の業務継続体制の充実・強化には一定の成果が上がった。また、業界横断訓練に金融庁も参加するなど、民間金融機関との更なる連携を図った。 ・今後は、首都直下地震などに対する政府全体の対応方針や被害想定等が策定される予定であり、金融庁としては、それらの内容を踏まえ、引き続き更なる業務継続体制の充実・強化に取り組む必要がある。  (1) 24年度の達成度 A (2) 端的な結論 II	① 災害等発生時における金融行政の継続確保	① ・「金融庁業務継続計画」の随時の見直しや実践的な防災訓練を実施するとともに、関係機関との連携強化を図りつつ、同計画の検証を行い、金融庁の業務継続体制を充実・強化を図る。

注1・・・「平成25年度の主な事務事業（案）」及び「平成25年度の主な事務事業（案）の概要」欄の下線部分は、25年度の新規事業。

注2・・・当該年度の達成度の類型

- A：当該年度の想定状況に対し、ほぼ想定どおり又はそれを超える状況となった場合。
- B：当該年度の想定状況に対し、想定どおりの状況に至っていないが、一定の成果が上がっている場合。
- C：当該年度の想定状況に対し、想定どおりの状況にならなかった場合。

注3・・・端的な結論の類型

- 類型Ⅰ：施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。
- 類型Ⅱ：施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。
- 類型Ⅲ：施策の達成に向けて成果は上がっておらず、取組みの見直し等を行う必要がある。